

令和元年第4回（12月）三郷町議会  
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 1 2 月 6 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令和元年12月6日 午前9時30分宣告（第1日目）
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代                      2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀                          4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子                      6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎                  8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三                  10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男                    12番 伊 藤 勇 二 13番 高 岡 進
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121 条の規定により説 明のため出席した 者の職氏名	町 長                                  森 宏 範 副 町 長                              池 田 朝 博 教 育 長                                大 西 孝 浩 総 務 部 長                            加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長                      坂 田 達 也 こ ども 未 来 創 造 部 長              窪 順 司 環 境 整 備 部 長                      佐 藤 忍 水 道 部 長                              橘 和 成 会 計 管 理 者                          平 川 貴 治 総 務 課 長                              安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長                      辰 己 政 行
行 政 委 員	選挙管理委員会委員長                      田 淵 友 一

行政委員	<p>代表監査委員 瓜生英明</p> <p>公平委員会委員長 伊東良隆</p> <p>農業委員会会長 下村修</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧川忠雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大内美香</p> <p>議会事務局長補佐 高間洋光</p>
町長提出議案の題目	<p>承認第10号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について</p> <p>議案第55号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第4号）</p> <p>議案第56号 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第57号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第58号 令和元年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第59号 令和元年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第60号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について</p> <p>議案第61号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について</p> <p>議案第62号 西和地域病児保育室設置条例の制定について</p> <p>議案第63号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第64号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第65号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第67号 三郷町文化センター条例の一部改正について</p> <p>議案第68号 三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第69号 三郷町下水道条例の一部改正について</p> <p>議案第70号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について</p> <p>報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第17号 寄附の受け入れについて</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第7号 「所得税法第56条の見直し」を求める意見書</p>
議事日程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

会議録署名議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 7番 木谷 慎一郎                      8番 澤 美穂
----------------	--

令和元年第4回（12月）

三郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年12月6日

午前9時30分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第10号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 第 4 議案第55号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第4号）
- 第 5 議案第56号 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第57号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第58号 令和元年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第59号 令和元年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第60号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第10 議案第61号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第11 議案第62号 西和地域病児保育室設置条例の制定について
- 第12 議案第63号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第64号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第65号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第67号 三郷町文化センター条例の一部改正について
- 第17 議案第68号 三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第69号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 第19 議案第70号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第20 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

- 第 2 1 報告第 1 7 号 寄附の受け入れについて
- 第 2 2 提案理由の説明
- 第 2 3 発議第 7 号 「所得税法第 5 6 条の見直し」を求める意見書
- 第 2 4 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和元年第 4 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長から招集の挨拶がございます。町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 5 3 号によりまして、令和元年第 4 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、承認案件 1 件、議決案件 1 6 件、報告案件 2 件の計 1 9 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

議長（高岡 進） 日程に入ります前に、議長より報告します。

三郷町議会会議規則第 1 2 9 条の規定において、澤美穂議員から資質向上に資するため、研修会参加の申請がありましたので、許可をしています。内容につきましては、滋賀県全国市町村国際文化研究所で開催されます第 3 回市町村議会議員特別セミナーです。日程は、令和 2 年 1 月 2 7 日から 2 8 日の 2 日間、両日も 2 講義がありまして、初日の研修は「社会福祉と財政システム」、講師、京都大学大学院経済学研究科教授、諸富徹氏。

次に、「超高齢社会の現状と地域包括ケアシステムによるまちづくり」、講師、東京大学高齢社会総合研究機構の特任教授、辻哲夫氏であります。

2 日目は、「子ども家庭福祉の現状と課題」、講師、関西大学人間健康学部教授、山縣文治氏。

次に、「障がい者の就労と暮らしの支援について」、講師、東近江圏域働き・暮らし応援センター長、野々村光子氏であります。なお、研修会の報告につきましては、次回定例会の日程において報告をいただきますので、よろしく願いいた

します。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 127 条の規定により、7 番、木谷慎一郎議員、8 番、澤美穂議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（高岡 進） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 13 日までの 8 日間にした  
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 13 日  
までの 8 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） この際、日程第 3、「承認第 10 号、令和元年度三郷町一般会計補  
正予算（第 3 号）の専決処分について」から日程第 21、「報告第 17 号、寄附の  
受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

日程第 3 承認第 10 号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）の専  
決処分について

日程第 4 議案第 55 号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 5 議案第 56 号 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算  
（第 2 号）

日程第 6 議案第 57 号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3  
号）

日程第 7 議案第 58 号 令和元年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 1  
号）

日程第 8 議案第 59 号 令和元年度三郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 60 号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す  
る条例の制定について

日程第 10 議案第 61 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定に  
ついて

- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 西和地域病児保育室設置条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 三郷町文化センター条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 7 0 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 2 0 報告第 1 6 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 日程第 2 1 報告第 1 7 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

**議長（高岡 進）** 日程第 2 2、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。

森町長。

**町長（森 宏範）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、承認第 1 0 号「令和元年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）」の専決処分についてであります。既決予算に 1, 0 4 0 万 8, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 8 3 億 4, 2 7 2 万 6, 0 0 0 円としたものであります。内容としまして、誰一人取り残さない S D G s の理念にのっとり、来年 4 月に医療的ケアを必要とする児童が三郷北小学校に入学することが就学指導委員会で決定されました。この児童を受け入れるため、静養室などの整備を早急に行う必要があることから、歳出では小学校費、歳入では財政調整基金繰入金で 1, 0 4 0 万 8, 0 0 0 円の増額補正を、本年 1 0 月 1 5 日付で専決処分を行ったものであり



ます。

次に、議案第55号「令和元年度三郷町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。既決予算に1億5,587万4,000円を追加し、補正後の予算総額を84億9,860万円とするものであります。人事院勧告に伴う職員等の給料、手当等の改正や人事異動に係る人件費を除き、歳出から主な内容を説明申し上げます。

まず、総務費では次年度から「会計年度任用職員制度」が施行されることに伴い、歳出科目の「賃金」が廃止されることによるシステム改修費として、財政管理費で79万9,000円を、金融機関とのデータ伝送用パソコンのOSサポートが終了することによるパソコン入れかえ経費として、会計管理費で20万円を、税や住民記録など窓口業務を担う住民情報システム更新に伴い、現行システムからのデータ移行作業が発生するため、情報管理費で4,500万円を追加するものであります。

次に、民生費では「介護保険特別会計補正予算」に伴い、同会計繰出金として老人福祉総務費で660万6,000円を、幼児教育・保育の無償化に伴い、当初は主に保育料に係る予算を計上していましたが、入園料や預かり保育経費、低所得世帯等の副食費も無償化の対象とされたことから、児童福祉総務費で94万8,000円を、また、子ども医療費に不足が見込まれることから、953万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、衛生費では、がん検診で内視鏡検査による受診が増加したことから、老人保健費で420万5,000円を、また次年度から乳幼児健診や妊婦健診、母子保健の情報を他の自治体と情報連携するためのシステム改修経費として、母子保健費で289万3,000円を追加するものであります。

次に、農林業費では、地域資源を活かした先進的で持続可能な取り組みを促進するため、国の交付金を活用し「ローカル10,000プロジェクト」として、事業者を支援するため、農業振興費で1,330万円を追加するものであります。また、消費者相談業務に使用しているパソコンのOSサポートが終了することによるパソコン入れかえ経費として、商工振興費で20万円を追加するものであります。

次に、消防費では、防災・減災のための「国土強靱化基本法」に基づく地域計画を新たに作成するため、防災費で500万円を追加するものであります。

次に、教育費では、幼児教育・保育の無償化で幼稚園でも入園料や預かり保育、副食費等の経費が無償化の対象となったことから、義務教育振興費で343万4,000円を追加するものであります。また、先ほど、補正予算専決処分でも説明いたしましたが、来年度に医療ケアを要する児童を初め、支援を要する児童の増加に伴い、特別支援学級の教室が不足することに加え、開校後37年が経過した校舎に外壁の剥離も見られることから、大規模な改修を実施するため、その設計経費として小学校費で2,402万6,000円を追加するものであります。

なお、ICTを活用し、各学校間でテレビ会議や遠隔授業を行えるシステム経費を計上しておりましたが、構築経費が抑制できたことから、中学校費で617万9,000円を減額するものであります。また、避難場所に指定している南畑幼稚園に「自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」補助金を活用し、多目的ホールに太陽光パネルと予備電源となる蓄電池を設置するため、その設計経費として幼稚園費で211万2,000円を追加するものであります。

一方、歳入では幼児教育・保育の無償化に伴い、国費の歳入科目が変更されることから、財源の組かえを行い、地方特例交付金で2,104万6,000円を計上するとともに、国庫補助金で2,381万9,000円を減額するものであります。

また、新たに無償化の対象となった入園料や預かり保育、低所得世帯等の副食費に係る経費に対し、国庫補助金で82万円、県補助金で1,405万1,000円を計上するものであります。

次に、「ローカル10,000プロジェクト」に対し、国庫補助金で665万円を、「もっとよくなる奈良県市町村応援補助金」として、県補助金で202万3,000円をそれぞれ追加するものです。また、乳幼児健診等の情報連携のためのシステム改修経費に対し、国庫補助金で79万4,000円、南畑幼稚園での太陽光パネル等設置事業に対し、国庫補助金で155万円、町債で40万円を計上するものであります。

最後に、子ども医療費の増額に対し、県補助金で249万1,000円を追加するとともに、財政調整基金から1億2,986万8,000円を繰り入れることで収支を合わせるものであります。なお、職員の人件費に関しましては、本年度に人事院が給料月額を平均0.1%、勤勉手当を0.05か月分、それぞれ引き上げる勧告を行い、奈良県人事委員会においても人事院勧告に準拠した内容で

の勧告が行われました。本町でも、国・県の勧告内容と同様に、職員の給料月額、勤勉手当の改正を行うとともに、議会議員を初め町長、副町長、教育長の期末手当の改正も踏まえ、それぞれの科目において、人事異動、退職等に係る人件費の変動分も合わせ、総額927万3,000円を増額するものであります。

続きまして、議案第56号「令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

予算総額に変更はありませんが、前年度の特定健診等に係る交付金の精算で超過交付となったため、償還金で14万7,000円を増額するとともに、同額を財政調整積立金で減額するものであります。

続きまして、議案第57号「令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

保険事業の既決予算に3,871万7,000円を追加し、補正後の予算総額を19億6,008万円とするものであります。まず、歳出では、国保連合会とデータ等の送受信を行っておりますパソコンのOSサポートが終了するため、パソコン入れかえ経費として、一般管理費で20万円を追加するものであります。

また、保険給付事業におきまして、各介護サービスの利用が増加したこと等により、予算に不足が見込まれることから、介護サービス等諸費で3,841万2,000円、介護予防サービス等諸費で221万7,000円、高額介護サービス等諸費で439万9,000円、特定入所者介護サービス費で622万7,000円をそれぞれ増額するものであります。一方、歳入では、各サービス給付に係る財源として、国庫負担金で1,025万1,000円、支払基金交付金で1,383万8,000円、県負担金で640万6,000円をそれぞれ増額するとともに、パソコン購入経費も含め、一般会計からの繰入金で660万6,000円を増額するものであります。

なお、歳出での基金積立金で1,273万8,000円を減額するとともに、同基金から161万6,000円を繰り入れることで収支を合わせるものであります。

続きまして、議案第58号「令和元年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

本年度の人事院勧告に伴う職員の給料等の改正や人事異動などにより、収益的支出で977万2,000円、資本的支出で5万6,000円をそれぞれ既決予

定額から減額するものであります。また、長期債の借りかえ事務に当たり、償還期限の錯誤で元金償還額に不足が生じたため、既決予定額に64万5,000円を追加するもので、補正後の予定額を収益的支出で6億6,041万3,000円、資本的支出で5億5,659万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第59号「令和元年度三郷町水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。本会計におきましても、人事院勧告に伴う職員の給料等の改正や人事異動、退職等により収益的支出で既決予定額から865万2,000円を減額するもので、補正後の予定額を7億2,568万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第60号「三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」であります。

本条例の制定につきましては、「地方自治法」及び「地方公務員法」の改正により、臨時的任用や非常勤職員の任用形態が整理され、新たに「会計年度任用職員」制度が創設されることに伴うものであります。本制度により、現行の臨時的任用職員は、一部の職種を除き、フルタイムまたはパートタイムでの会計年度任用職員に移行することとなるため、その給与、報酬、費用弁償の支給額、支給方法などについて定めるもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第61号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」であります。

本条例の制定についても、先ほどご説明いたしました臨時的任用職員の会計年度任用職員への移行に伴い、新たに専門知識や経験を有する「任期付職員」として任用すべき職種があることから、その採用や任期、給与などについて定めるもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第62号「西和地域病児保育室設置条例の制定について」であります。本町及び平群町、斑鳩町、上牧町、王寺町で構成する西和5町の広域連携により、西和医療センターの敷地内に病児保育施設「いちごルーム」を開設し、病気の子どもを一時的に保育する施設として、令和2年1月15日からオープンすることとなりました。これに伴い、対象児童や費用負担などの必要事項を本条例で定めるもので、業務開始日の令和2年1月15日から施行するものであります。

続きまして、議案第63号「三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手

当に関する条例の一部改正について」、議案第64号「特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び議案第65号「教育長の  
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、関連が  
ありますので一括して説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の特別職の  
給与が改定されることから、議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当等の改  
正を行うものであります。内容といたしましては、本年12月の期末手当の支給  
割合を現行の1.675か月分から0.05か月分引き上げ1.725か月分と  
し、6月期及び12月期合計で3.4か月分とするものであります。また、来年  
度以降の期末手当につきましては、引き上げ分の0.05か月分を6月期及び1  
2月期で均等に振り分け、それぞれ1.7か月分とするもので、本年度分につ  
きましては12月1日に遡及適用し、来年度分につきましては、令和2年4月1日  
から施行するものであります。

続きまして、議案第66号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ  
いて」であります。

本条例の改正につきましても、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与が改定さ  
れることから、一般職の職員の給与月額、勤勉手当等を改めるものであります。  
内容といたしましては、初任給を初め、給料月額を平均0.1%引き上げるとと  
もに、本年12月の勤勉手当を0.05か月分引き上げ、0.975か月分とし、  
6月期及び12月期合計で1.9か月分とするもので、給料については本年4月  
1日から、勤勉手当については本年12月1日から遡及適用するものであります。

また、来年度以降につきましては、勤勉手当の引き上げ分0.05か月分を6  
月期及び12月期で均等に振り分け、それぞれ0.95か月分とするものであり  
ます。またあわせて、住居手当の対象となる家賃等の下限額を現行の1万2,  
000円から1万6,000円に、支給額の上限を現行の2万7,000円から  
2万8,000円に引き上げるため、所要の改正を行い、令和2年4月1日から  
施行するものであります。

次に、議案第67号「三郷町文化センター条例の一部改正について」でありま  
す。

本条例改正は、文化センターの利用率の向上と施設の有効活用を図るため、「創  
作室1」及び「調理室」の使用料を引き下げるもので、令和2年4月1日から施

行するものであります。

次に、議案第68号「三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、「災害弔慰金の支給に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、償還に係る規定を改正するもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第69号「三郷町下水道条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関連法令が整備されたことに伴い、排水設備を設置する「義務者」や公共下水道の「使用者」の代理人選定の欠格事項を改正するもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第70号「三郷町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、「水道法の一部を改正する法律」の施行により、指定給水装置工事事業者の指定が5年ごとの更新制度になることから、新たに更新手数料を設定するため所要の改正を行うもので、令和2年1月1日から施行するものであります。

次に、報告第16号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した「損害賠償の額の決定について」報告するものであります。

内容といたしましては、本年8月19日に発生した自動車の物損事故に係る損害賠償で、15万7,896円の賠償金を支払うことで示談が成立したものであります。

最後に、報告第17号「寄附の受け入れについて」であります。

本年11月8日に、大和ハウス工業株式会社奈良支社支社長、井上富重様から、先に開催した町民文化祭のクールチョイス事業出店売上金1万6,200円をご寄附いただきました。有効、適切に活用させていただきますとともに、心より、厚く御礼を申し上げます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**議長（高岡 進）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第 2 3、発議第 7 号「所得税法第 5 6 条の見直しを求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第 7 号、令和元年 1 2 月 6 日、三郷町議会議長 高岡進様。

「所得税法第 5 6 条の見直し」を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、久保安正。賛成者、神崎静代、南真紀。

所得税法第 5 6 条の見直しを求める意見書。

中小事業者は、地域経済の担い手として、我が国経済の発展に貢献しています。

その事業を営む上でなくてはならない存在である家族従業者の労働対価は、「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」とする所得税法第 5 6 条の規定により、税法上、必要経費として認められていません。事業主の所得から控除される労働対価は、配偶者の場合は 8 6 万円、配偶者以外の家族は 5 0 万円だけであり、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的、経済的にも自立することが難しい状況となっています。また、家業を一緒にやりたくてもできないことが後継者不足に拍車をかけています。

税法上では、青色申告を行うことにより、給与を必要経費に算入することができるものの、同じ労働に対し、青色申告といわゆる白色申告とで差を設ける制度は合理性に欠けていると言わざるを得ません。アメリカ、フランスなど世界の主要国においても、家族従業者の労働対価は一定の要件の下で必要経費として認められています。

また、3 月 2 8 日に開催された参議院財務金融委員会で、麻生太郎財務大臣は、所得税法第 5 6 条によって自営業者の妻や子どもなど家族従業者の働き分が給与として認められていない問題についての質問に対し、「5 6 条、5 7 条の問題はだいぶ前から言われている。『見直すべきという指摘』は丁寧に検討していく」と答弁しています。

よって、本議会は、国に対し、家族従業者の労働が適正に評価されるよう所得税法第 5 6 条の規定の見直しが行われることを強く要望します。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出します。

2019年12月、奈良県三郷町議会。

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長  
以上でございます。

[提案理由の説明]

議長(高岡 進) ただいま朗読の発議第7号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

2番(久保安正)(登壇) 「所得税法第56条の見直し」を求める意見書についての提案理由を述べます。

中小企業者は、多くが家族経営です。家族従業者は事業主と一緒に働いているにもかかわらず、1人の人間としての働き分が認められておりません。その根拠となっているのが所得税法第56条です。所得税法第56条は配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと規定しております。家族従業者の賃金は税法上では必要経費に認められず、全て事業主の所得に合算され、事業主の所得から控除される額は、配偶者は年間86万円、家族の場合は年間50万円というわずかな金額となっています。中小事業に携わる人たちはこの間、長年にわたって所得税法第56条の見直し、家族従業者の働き分をきちっと認めてと全国で運動を続けてきています。地方自治体に対しても、所得税法第56条の見直し、廃止を国に求める意見書を採択するよう働きかけを続け、今までに全国1,741自治体中500を超える自治体で意見書が採択されています。奈良県でも、奈良県議会、大和郡山市、奈良市、橿原市、天理市、上牧町、広陵町、王寺町、田原本町、川西町、大淀町、高取町、吉野町、下市町、三宅町、そして明日香村の16の自治体で意見書が採択されています。

また、意見書でも触れましたが、世界の主要国においては家族従業者の労働対価は一定の要件のもとで、税務上必要経費として認められています。アメリカでは家族従業員であると否とを問わず、正当な給与は事業経費として控除を認めています。フランスでは、家族従業者に対する報酬は損金または必要経費として一定の制限はありますが、控除を認めています。イギリスでは事業目的のために行われたものについて、事業上の必要経費として控除を認めています。ドイツでは、事業経費として支払われた金額を全て控除するのが原則です。お隣の韓国でも、従業員には配偶者、扶養親族も含まれ、給与は事業所得の必要経費とされています。



このことの影響もあって、アメリカ、ドイツ、イタリアでは中小事業者の数は増加しており、世界的にも増加傾向である一方、日本では中小事業者数は確実に減少しております。なお、この意見書は奈良県議会で2012年7月に全会一致で採択された意見書とほぼ同じ内容の意見書であることを最後に述べまして、以上、提案理由といたします。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

それでは、審議日程及び委員会付託については、さきの議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。（別紙1頁～6頁）

以上でございます。

議長（高岡 進） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開は10時30分。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時30分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（高岡 進） 日程第24、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしく願いいたします。

それでは、5番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の一般質問をさせていただきます

ます。

まず1問目。高齢者の「車誤発進防止装置」設置への助成は出来ないかということ質問させていただきます。

高齢者ドライバーによる交通事故は痛ましい死亡事故も含め、連日報道され、逆走したり、またアクセルとブレーキの踏み違いによる事故も多発しており、今、大きな社会問題となっております。昨年1年間で全体でブレーキとアクセルの踏み間違い事故は4,431件にも上り、これは届出での数字でありますので、小さい事故とか未届けのものを含めると、かなりの数にもつとなると思われます。65歳以上の運転事故は65歳未満のトータルの約2倍と言われております。また、75歳以上による事故件数はこの10年間で2倍以上にもふえております。

例えば、私の身近なところでも、アクセルとブレーキの踏み違い、ちょっとしたミス事故とかたくさん身近でも起きております。例えば町のスポーツセンターの地下駐車場でも、アクセルを思い切り踏んで、壁に、結構ごつい壁なんですけど、穴があいて、また慌ててバックして、また後ろの壁にも穴をあけておりました。幸い、早朝のために人身事故には至りませんでした。

そういったふうに事故があって、また私の近くでも、自宅のガレージから思い切りアクセル踏んで発進したところ、たまたまタクシーが走行しておりまして、そこでがちゃんと事故が起きております。それをきっかけに返納される方もいらっしゃるんですが、例えば私の知り合いの女性の方も毎日のように車を運転しているんですが、慣れたガレージ、車庫入れでも外にちょっと電柱がありまして、そこにがちゃんと思い切りぶつけて、ちょっとけがされました。もちろん車はもう廃車にされ、しかし、また新車を買って、あと、生活に必要なということで免許証も返納せず乗っておられます。

そろそろ年齢的には免許証を返納すべきと自覚は持っていますが、なかなか決断ができない、また病院通いとか買い物など、どうしても生活に必要なために返納できないということで、自主返納率が大変低い現状があります。少しでも高齢者による事故を減らすため、自主返納を促すきっかけをとということで、私が2年半前にも一般質問いたし、それで免許証を返納すれば300円のデマンドカード30枚綴りのタクシー券をもらえることとなり、それをきっかけにまた返納もぼちぼちと進んでいるようです。

新車の中には急なアクセルを踏み込んだ場合、自動制御装置が働くものもあり

ますが、私がこの質問状を出した後、11月28日、自動ブレーキが2021年には義務化されると報道もありました。急発進抑制制御装置を高齢者みずから運転する車に設置する場合、一般的には工賃込みで4万前後から、中には高価なもの、10万ぐらいするものもございますが、自治体によって、全額に近い助成、あるいは3分の1、2分の1、3分の2、いろいろと中身はまちまちですが、助成をしているところもあります。当町ではこれは考えられないかということで見解を伺いたいと思います。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 先山議員からご質問いただきました1問目の質問についてお答えいたします。

本町では、高齢者の自動車等の運転による交通事故の抑制を図るため、平成29年10月1日から「三郷町運転免許証自主返納支援事業」をスタートしており、高齢から来るハンドルの誤操作やアクセルとブレーキペダルの誤操作による痛ましい事故等が発生しないよう、みずからの運転に自信がなくなった方や、それから身近な人から運転をやめてほしいという願いを受け入れた方からの運転免許証を自主的に返納していただけるよう取り組んでおります。これまでの自主返納の実績としましては、平成27年度43名、平成28年度53名、平成29年度67名、平成30年度35名となっているところです。

また、返納いただいた皆様には、「さんごう予約制乗合タクシー」の利用範囲内でご利用いただける「さんごうドライブ優待券（300円の30枚綴り）」、先ほど議員もおっしゃっていましたが、これを2年間の使用期限として配布させていただきます。

議員からご質問いただきました、高齢者が運転をする自家用車に「車誤発進防止装置」の設置する場合の費用に対する助成についてであります。設置によりアクセルペダルが急激に踏み込まれたことで急発進する誤操作を抑制する効果があることから、そういった誤動作を起こしても自覚がない方や運転に自信がある方が引き起こしがちな誤操作の事故の発生を防止するためには、この装置の設置は有効な手段と考えております。

全国的にも、同内容の助成等が徐々にふえ始めており、本年10月に斑鳩町が奈良県で初となる「自動車誤発進防止装置の設置費用を一部助成」を開始しています。内容につきましては、高齢者の所有する自動車への急発進抑制装置の購入

及び設置に要する費用の2分の1以内の上限3万円を助成としており、現時点で10件程度申請されていると聞いております。

国は安全運転サポート車と呼ばれる自動ブレーキを初め、安全運転支援機能が搭載された車両を普及させる必要があると認識しているものの、現在該当する車両の購入を後押しする国の制度がないことから、政府において高齢者が安全運転サポート車の購入時に補助金制度の予算化、それから安全運転サポート車限定免許の創設など新たな経済対策の中で検討しているところです。

また、議員お述べの「車誤発進防止装置」の後付け装置につきましては、令和元年10月16日付で国土交通省が報道発表した情報では、「後付け急発進等抑制装置」として、機能、そして体制等に係る要件を設定しており、認定対象の装置を12月中旬に選定し、公表する予定と聞いております。これにより、後付け装置につきましても補助対象に含める方向で検討されているところです。

本町におきましては、高齢者で運転が不安な方につきましては、運転免許証の自主返納をしていただくよう、引き続きご本人や身近な方に勧めていきます。しかしながら、高齢者のみずからの移動手段の確保と町全体の交通安全対策の観点に加え、国が取り組む予定としている「急発進等抑制装置」への支援等にかかる情報を考慮しつつ、なかなか進まない運転免許証の自主返納の現状から、三郷町独自の支援制度が必要と考え、来年度の予算化に向け、担当課において予算規模、それから補助要件などを検討し、準備を進めているところです。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 前向きな回答をいただき、有り難いと思っております。先ほど、部長、おっしゃいましたように、奈良県では初めて斑鳩町がこの10月からこの事業を実施しております。1か月ぐらいでも10件の申し込みがありましたので、それからもうかなりたっていますので、さらにふえているかなと思っております。国の方で義務化されるという話はまだ先のことですので、それまでまだ2年ありますので、ぜひその間だけでも町が前向きに取り組んでいただいて、少しでも、もちろん返納していただくのが一番なんですけど、どうしても返納できない方もたくさんおられますので、少しでも事故を防ぐために前向きに、なるべく速やかに早く実施を希望いたしまして、もう回答は結構です。またよろしく願いいたします。

それと、全国の自治体の中では70歳以上とか、65歳から出るところもあります。また、75歳とかもありますので、やっぱり事故は65歳、もう70は特に多いんですけれども、できましたら、予算的にゆとりがあれば65からでも実施していただければ有り難いかなと思っております。その辺もまた含んでいただいたらと思っております。もう回答は結構です。

**議長（高岡 進）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして2問目の質問に移ります。5番、先山哲子議員。

**5番（先山哲子）（登壇）** 「レオパレス21施工不良物件改修」の進捗についてお尋ねいたします。

全国に点在する賃貸ワンルーム、レオパレス21は施工不備による違法建築であることが判明し、火災など火の回りが早い、耐震にも欠けるなど、何度もニュースとなり、国からも指摘を受け、問題の物件であることは皆様、まだ記憶にあると思います。国からの要請は速やかに調査をし、対象物件の改修、補修は今年の10月までにと申しておりましたが、レオパレスの方は前倒しで、夏には完了するという当初の答えでありました。しかし、それがなかなか進んでいないのが現状でございます。三郷町には9棟のレオパレス21の物件がございます。3階建てと2階建てがあるわけですが。以前、私が質問したときの回答では平成8年から13年建築の物件が問題の物件が多いということでもございましたけれど、いろいろオーナーが調査したり、いろいろとその後次から次へ出ております。だから、これは会社の回答であって、ちょっとこれも余り信頼できるものではありません。オーナー、入居者はもとより、近隣住民の安全面では大変皆さん、心配しておられます。三郷町ではこの改修は進捗状況、どのようになっていますでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

**議長（高岡 進）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）（登壇）** 先山議員から2問目の質問ということでいただきましたので、お答えしたいと思います。

先山議員お述べのレオパレス21施工不良問題につきましては、平成31年3月議会において議員からご質問いただいた折にも回答しましたとおり、平成8年から平成13年に建築された賃貸マンションの2商品について確認通知図書に記載されていた小屋裏界壁が施工されていないことが判明しています。また、ほかの6商品についても、建築物の界壁にかかる建築基準法違反の疑いのある物件が

発覚しました。このことから、施工物件に対する全棟調査、3万9,085棟あると聞いております。及び補修工事を行う旨の発表が会社からなされたところです。その後、全棟調査の過程において、新たに、「界壁内部充填材の相違」及び「外壁構造における大臣認定との不適合」について法令違反が疑われる不備が確認されたことから、今も入居者の安全を脅かす大変懸念される社会問題となっております。

これら施工不良物件の調査・改修の進捗状況でございますが、10月31日に株式会社レオパレス21が公表しました令和元年10月28日時点での調査、進捗状況は98.2%で、全棟数3万9,085棟に対しまして、調査対象棟数3万8,521棟、調査判定済棟数3万7,819棟、明らかな不備棟数が1万3,252棟、改修工事につきましては、着手棟数3,472棟、完了棟数880棟でございます。

次に、三郷町内における調査状況でございますが、全棟数9件のうち8件におきまして調査が完了し、界壁不備が確認されているところです。これら8件における改修工事の予定でございますが、優先調査対象物件に位置づけされている2件につきましては、令和2年6月を目途に、その他6件につきましては、令和2年12月を目途にそれぞれ改修工事の完成が予定されています。なお、未調査物件1件におきましては、物件所有者との間で調査条件等について関係者が調整を行っていると同っています。今後とも、進捗状況を慎重に見守るとともに国、県の行政指導の対応の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 以前、私が質問したときには、三郷町内の9棟の物件はこの不備の対象には当てはまらないという回答でした。しかし、その後、レオパレスの調査はもちろん余り信頼できるものではないと思います。当初、最初これが問題となった時点では違法物件、不備物件は全国で1万5,628棟、また4月までの改修完了は全体のわずか5%に過ぎませんでした。また、これだけ大きな問題となり、企業風土、経営の問題、安全面より利益優先、法令遵守の意識の欠如、そういったことで株価も下落しておりますし、果たしてこれが、進捗が、順調に改修、補修がいけるのかどうかも懸念されております。施工管理体制の不備など、物件の97%に問題があると言われております。この6月にはオーナーの

再調査で新たな不備が次々と見つかり、6月末からさらに1か月間だけで2,000棟以上の不備も見つかっております。この7月末現在で2万2,139棟に不備があり、会社サイドでは当初、夏までには対処、対応していくといったことが10月末までに調査を完了と、だんだん延びており、それがさらに延びて、先ほど部長もおっしゃったように、2020年6月、来年の6月にまで先延ばしとなっております。果たして順調にいくのかどうか、ますます懸念されます。当然、業績悪化とももちろん連動すると思いますので、余計に私は心配しております。

この6月に改修済みはわずか1割にも満たないとも言われております。その1割、837棟という現状であります。9月現在で総物件、先ほど部長、おっしゃいました約3万9,000棟のうち2万棟がチェック、うち35%に不備があるとなっております。国交省は改修おくれの理由、報告を今、指示しております。町には責任はないんですけれども、やっぱり町内に9棟もありますし、当初は問題ない物件であるといったのが、やっぱりちょこちょここと出て発見されたわけですから、町としても住民のために注視していただきたいと思います。

回答は簡単で結構です。今日は新人の議員さんがたくさん質問されますので、時間が長引くと思いますので、もう簡潔明瞭に、この質問はこれで終わらせていただきます。町としての簡単なお答えだけいただきたいと思います。

**議長（高岡 進）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）（登壇）** ただいま議員のほうから注視するようということをおっしゃっていただきました。私ども、実際の入居者の安全を脅かす大変な問題と受け止めておりますので、引き続き進捗状況を慎重に見守って、情報収集に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

**議長（高岡 進）** 2問目の質問は終了しました。5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、4番、黒田孝議員。

**4番（黒田 孝）（登壇）** ただいま議長のお許しがいただけましたので、質問させていただきます。私の質問内容、提案は「青パト」のカーシェアリングの導入についてでございます。

今年も12月、師走になりまして、私個人としてはいいことも悪いこともございました。ここに提案させてもらう、今年5月、川崎で児童をターゲットにした殺傷事件がございました。以前にも約14年前に奈良で「楓さん事件」がござい

ました。その後、大阪では池田小学校の事件がございました。全て弱者と言われる児童をターゲットにされた事件でございます。この川崎事件、6月に起きた川崎事件以降、ある自治会含めて、三郷の自治会で子ども見守りの強化を実施しております。「ながら見守り」と言いまして、普段散歩とか買い物とかで、制服と言われるものを着て監視するというまでないんですけども、それを着てることによって抑止力を高めるという形で活動しております。

三郷町、当町でも以前から防犯カメラを設置という形で進めていただいておりますけども、ここ最近になって、自治会でも防犯カメラを導入されてますけども、この防犯カメラは実際に起きた後の事後処理です。人間の目じゃないので、何か対応するということはできないです。こういう観点から、やはり人間が監視するというのがベターやと考えております。

警察の統計で児童の犯罪に関わることで、朝の登校時と夕方の下校時、この2点でピークがございます。特に下校時間の時間帯で犯罪がピークを迎えております。こういう状況でやはり子どもを見守るという観点では、広範囲という形も含めて、青パトというものが必要やと考えております。この青パトなんですけども、以前、三郷町で私が知っている限り、5台ぐらい走っていましたが、今現在は0台という形で認識しております。5台のうちお一人は、町会議員の方が青パトとして走ってもらってました。ある自治会で、今まで走っておられた方が、高齢というのもありますけども、5台中ほとんどが経済的な理由で、例えばガソリン代が出ないとか、ある自治会では補助をもらって、年間1万円の補助をいただけるというシステムを前議員の方が提案されて、設けていただきました。ただ、車はガソリンだけではございません。ほかに諸経費、かかるのは皆さん、車を持っておられる方はご存知やと思っておりますけども、こういう観点から青パトを個人で使用するという形を進めていると、やっぱり継続性というのが保たれないとちょっと考えます。

それで、私がちょっと提案させてもらいたいのは、現在、役場で青パト2台を所有されています。役場の方、勤務中、時間をとってもらってパトロールしてもらっているのも、私は拝見しております。それと、あと2台なんですけども、小学校、青パトではございません。所有各1台三小と北小、1台ずつ持ってもらってますけども、私、ちょっと今年の夏以降、登校時に自治会から北小までほぼ毎朝、自転車で見守るという形で進めさせてもらっています。その中で北小の校長



先生がその車両を使って、青パト的な見守りをしてもらっています。西和警察も三郷交番も含めてですけど、しょっちゅう見守っていただいております。やはり、青パトという形をすると、広範囲で見られます。もう大変な抑止力になって、実際にことが起きて、追いやるといえることができますので、できればこの4台、2台はあれなんですけども、4台を自治会で活用させていただいて、労力はボランティアでさせてもらうという形で検討をお願いしたいなと、カーシェアリングという形でお願いしたいなと思います。ご検討のほど、よろしく申し上げます。

**議長（高岡 進）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）（登壇）** ただいま黒田議員のほうから質問いただいたことにつきましてお答えをいたします。

日ごろより防犯活動にみずから主体的に取り組んでいただいております各団体の皆さまに大変感謝しているところです。誰もが安心して暮らせるまちを目指している町としましても、皆様が積極的に行っておられる地域の安全を守るための活動が、ほかの団体とつながり、広がっていくことで町全体の治安がさらによくなっていく意義深い活動だと認識しています。

そのような中で、議員、ご質問いただきました自主防犯活動を対象とした公用車のカーシェアリングの導入につきましては、自主防犯活動の成り立ちから難しいと考えています。自主防犯活動は、基本的に防犯活動に必要な人材や資材は、地域にある「ひと」や「もの」を有効活用しながら、地域で同じ考えを持つ方々が推進しておられる活動と認識しており、行政としては、その活動の側面からの支援に努めているところです。

具体的には青色防犯パトロール活動時の許可を得た自動車の運行燃料費等について、「三郷町自主防犯組織事業補助金交付要綱」の中で補助対象経費として含めているところです。本町役場も自主防犯の1団体として、子どもの下校時に青色防犯パトロールを実施しており、パトロール仕様の公用車は三郷町職員による自主防犯活動以外の業務時間帯につきましては、通常業務において公用車として適宜使用しているのが現状であり、そのほか公用車も通常業務や緊急出動に必要な台数を精査して配備している状況です。また、公用車にかけられた自動車保険の適用範囲からも、町職員以外が使用することは難しい状況です。

以上のことから、公用車を自主防犯活動にカーシェアリングすることはできかねますが、本町といたしましては、これまで以上に地域の安全を高めるための施

策を進めるとともに、町民の皆さまの防犯意識の向上及び地域における自主防犯活動を促進するため、皆さまのボランティア活動に対して継続的な支援を行えるよう考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしたいと思ひます。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

4 番（黒田 孝）（登壇） 役場でのご検討いただきまして、ありがとうございます。

回答としては、カーシェアリングは難しいという回答をいただきましたけども、小学校で持ってもらっている2台に関しては、できれば青パトの申請をしていただいて、小学校の中で活用してもらえればという形をお願いしたいと思ひます。

それで、実際のところ公用車を民間では使用できないということなんですけども、ちょっとその辺は柔軟に検討いただいて、例えば新しく車両を民間でも、一般の自治会でも使えるような形のことを1台でも導入していただければ、それを例えば休日とか、学校の休みの時間帯にもちょっと活用させていただきたいというのが私のお願いするところでございます。

何とぞ検討を賜りますように、よろしくお願ひします。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 再質問いただいた内容につきまして、小学校の公用車につきましては、すいません、現状ではお貸しできないという状況は先ほども説明させていただいたとおりですけれども、公用車自体を活用して、本町の防犯対策というところにつきましては、ちょっと本年度、新たに全公用車に前方と後方を撮影できるように、ドライブレコーダーを順次整備したところです。これによって町職員が町内の目的地に向かう際、その通行する道路の周辺情報を目視で確認しながら、実際にその部分を撮影するという状況ができておるところです。その結果として、町職員の業務の車移動というものが防犯に役立つ活動の一つとして位置づけられることになったということで、そういったことについて、引き続き設置の趣旨というのをアピールしていきたいと、環境整備部としては考えているところです。本課の車を新しく用意するであるとか、そういったことについては現状では、先ほどの保険の範囲のこともありますので、難しいということとちょっと今回、お答えさせていただきたいと思ひます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

4 番（黒田 孝）（登壇） 今後も検討していただけるということで、できれば、小学

校の車両だけ、青パトに近づけるような形の活動だけ、お願いします。もう回答は結構です。すいません。

議長（高岡 進） 町長。

町長（森 宏範）（登壇） 黒田議員の最後の再々質問の中で、ちょっと誤解を招くところがあると思います。といいますのも、学校2校に配備している公用車を青パトに転換はできないというご理解をしていただきたいと思います。そして、黒田議員がおっしゃっている今回の子どもの見守りについては非常にやはり私たちも懸念しているところであって、なおかつやっていきたいんですが、やはり法的なものをクリアしていかなければなりません。ですから、先ほど佐藤部長が申しましたとおり、今までの形じゃないところで何か住民さんと一体になってできることを今後探していきたいと、そういうことでご理解いただきたいなと思いますので、先ほどの小学校での公用車は地域にお貸しするということは絶対できないということをお願いいたします。よろしくお願いします。

議長（高岡 進） 4番、黒田孝議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、9番、木口屋修三議員。

9番（木口屋修三）（登壇） 議長の許しをいただきましたので、生涯スポーツの推進についてご質問をいたします。

現在、ラグビーワールドカップの好成績や東京2020オリンピック・パラリンピックに向けまして、さまざまなスポーツが脚光を浴び、盛り上がりを見せている状況でございます。三郷町の生涯スポーツの推進において、まちづくり総合戦略では健康づくりや介護予防と組み合わせたスポーツイベント、主に軽スポーツだと思っておりますけれども、の開催として、住民の方々にスポーツの持つおもしろさを感じ、地域でのまちづくりや健康づくりを通じて、介護予防の重要性を認識し、関係関連機関と連携し、65歳以上の高齢者の方々に多く参加いただけるような取り組みとなっております。また、教育委員会では教育に関する事務の点検及び評価報告において、教育大綱の基本目標として、「住み続けるなら三郷町」の中で生涯スポーツの推進による施策を、年間を通じましてさまざまなスポーツを展開されております。今後、三郷町におきまして、継続的にいつでも、どこでも、誰でも気軽に多くの方々が参加できる生涯スポーツをどのように進められるのか、お聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高岡 進） 大西教育長。

教育長（大西孝浩）（登壇） それでは、木口屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、三郷町のスポーツ団体は、大きく分けて四つの団体がございます。一つ目は、幅広い年齢層の方で構成している「体育協会」で10連盟31団体が所属しております。二つ目は、小学生、中学生で野球やサッカーなどの競技を行っている「スポーツ少年団」で6団体9チームが所属しております。三つ目は、子どもから高齢の方々300名以上の方に登録いただき、延べ1万人を超えるご参加のもと、手軽に好きなスポーツを楽しむ「総合型スポーツクラブ元気ひまわりクラブ三郷」で40教室がございます。四つ目は、それ以外の自主的な団体でございます。

いずれの団体も日頃からスポーツを行うことにより、健康増進と体力の向上に努め、その結果、コミュニケーション、生きがい、達成感、居場所を感じ、心豊かに明るく活力ある地域社会に寄与していただいているところでございます。今後は、各スポーツ団体の方々が、地域活性化リーダー、健康サポーターといった自身の強みを生かして、地域を元気に強く活動していただく、いわゆる「SDGsメンター」になっていただき、呼びかけやスポーツ指導により、スポーツ人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、スポーツに関心があるが、その場所へは行きにくい方々をターゲットに、「総合型スポーツクラブ元気ひまわりクラブ三郷」により、いつでもどこでも誰でも気楽に運動できるように「出張スポーツ教室」なども現在、検討しているところでございます。加えて、令和3年には、おおむね30歳以上のスポーツ愛好家であれば、誰でも参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会の「ワールドマスターズゲームズ2021関西」がアジアで初めて開催されます。これにより、ますます中・高齢者のスポーツ意識が広まることとなり、メンターの働きかけにより、スポーツ人口の増加を期待するところでございます。

また、「病は気から」と言われるように、心に余裕を持ち、病に負けにくい強固な体を維持していただき、本町が取り組んでおります健康維持施策と連動した取り組みを進め、「健康寿命日本一」に貢献できるよう、生涯スポーツの推進を行い、SDGsの理念に基づき、「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGO」の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

9 番（木口屋修三）（登壇） 健康維持施策と連動した取り組みを進め、「健康寿命日本一」に貢献できる生涯スポーツ推進を行っていただけるとの答弁でございました。今後とも継続的な生涯スポーツの推進を、前向きな取り組みを行っていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 9 番、木口屋修三議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、6 番、高田好子議員、一問一答方式で行います。

6 番（高田好子）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般、通告させていただきました 1 問目の項目、「ロタウイルス感染症予防ワクチンを定期接種化」について質問させていただきます。

ロタウイルスは乳幼児における下痢症の主要な病原体です。冬場から春先にかけて流行し、発症すると激しい下痢や嘔吐、発熱、腹痛などの症状を引き起こし、乳幼児は激しい症状が出る 경우가多く、特に初めての感染は症状が強いです。発症した場合は抗ウイルス剤等はなく、水分や栄養の補給が治療の中心となります。通常は 1 週間から 2 週間で自然に治りますが、脱水症状がひどければ、点滴や入院が必要となります。合併症として痙攣や脳症などが起こることがあり、まれに重症化して死亡する例もあります。感染力が非常に強く、世界中でほとんどの乳幼児が 5 歳から 6 歳までに一度はロタウイルスの感染の経験をします。国内では、入院を要した 5 歳未満の急性胃腸炎のうち、4 割から 5 割程度がロタウイルス由来との報告もあります。

厚生労働省はロタウイルス感染症を予防ワクチンについて定期接種に加える方針を示しました。定期接種化は 2020 年 10 月からで、原則無料で受けられる予定となりました。同年 8 月以降に生まれた 0 歳児が対象となります。三郷町では現在、希望者が自己負担で受ける任意接種であるロタウイルスワクチンの接種費用を一部助成しており、先進的な取り組みをしていただいていると認識はしております。しかしながら、接種費用が 2 万円から 3 万円前後と高額です。感染症を予防するワクチンは生後 6 週から 24 週の間には 2 回接種のロタリックス、生後 6 週から 32 週の間には 3 回接種のロタテックの 2 種類、いずれも口から飲むタイプです。接種費用が高いため、保護者の方からは「受けさせたいけれども、家計の負担が大きい」や、「他の定期接種と同じように受けたい」などの声もお聞きし

ております。

先ほども述べましたが、直接効く治療薬がないため、予防することが大変重要だと考えます。何より定期接種化で負担が軽減されれば、多くの子ども達がロタウイルスワクチンを接種することができます。ワクチン接種が進むことにより、社会全体でロタウイルス感染症を防ぐことになり、自己防衛のみならず、社会の公衆衛生も守ることにつながると思います。そして、ロタウイルスワクチン接種は子育て支援施策にも合致しており、ワクチン接種で予防することは結果的に医療費削減にもつながることだと思います。

その上でお尋ねいたします。

ロタウイルスワクチン接種費用の一部助成が平成24年4月からとなっておりますが、実績はどのぐらいで、周知方法はどのようにされていますか。また、ロタウイルスワクチンの定期接種化を国に先駆けて町独自として開始することはできないでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（高岡 進）** 窪こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（窪 順司）（登壇）** 失礼します。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えいたします。

ロタウイルス胃腸炎は、特に初感染時に重症の脱水を引き起こし、ショック、電解質異常など、ときには命にかかわることもある特徴を持つことから、接種可能となった月齢に達したできるだけ早い時期に接種を進めていく必要があります。

そのため、本町では、保健師が新生児期の母子を対象に行っている乳児家庭全戸訪問時の際、接種費用の一部助成の周知を行うとともに、接種勧奨も同時に実施し、それ以降につきましても、健診、相談、訪問など、母子と出会うことのできる全ての機会を通して、接種確認を行っております。

そのような取り組みの中、本町でロタウイルスワクチンの任意接種費用の一部助成の実績でございますが、開始年度の平成24年度では、接種者90人で接種率は49.7%、その3年後の平成27年度では、接種者131人、70.1%、平成30年度では接種者141人、74.6%と、年を追うごとに接種率は上昇しています。

しかしながら、ロタウイルスワクチンにつきましては、本年10月2日に開かれた、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、現在、任意接種であるワクチン接種が、令和2年10月1日から予防接種法に基づく定期接種とする

こととされました。これにより、厚生労働省は来年10月の導入に向け、法令事項や予算上の措置について検討を進める考えで、今後、政省令の改正案に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、できるだけ早い時期に改正内容を固め、同分科会に案を提示する方針を示しています。

このことを踏まえ、ご質問の三郷町における予防接種の定期接種化につきましては、現在、全て予防接種法で定められた開始時期、対象で行っていることから、ロタウイルスワクチンにつきましても、国の方針に沿い、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**6番（高田好子）（登壇）** ご答弁、ありがとうございました。一部助成をしていただいて、そのまま続けるということです。ロタウイルス感染症は管理の容易な小児疾患であり、でも一方で初めて感染したときに、先ほど部長も述べていただきましたが、合併症を引き起こすおそれが大変多く、また重症化しやすいとも言われています。ひとたび感染すると、二、三日はつきっきりで看病しなくてはならず、周りの家族に感染しないよう配慮し、親御さんは仕事を休むなどして、また家計への負担がふえます。ワクチン接種ができる期間がとても短く、初回接種時の年齢が早いほど発症の可能性が少ないと考えられており、ワクチン接種をしなければ、ほぼ全員が罹患するとも言われております。

ワクチンの安全性は世界中で多くの調査が行われており、極めて高いものです。そのため、WHO（世界保健機構）は2009年6月にロタウイルスワクチンを子どもの最重要ワクチンの一つに指定しました。そして、世界中の全ての子どもが使用するよう、指示しました。子ども達の健康、経済的負担の軽減、家庭の安定した生活を守るため、定期接種化、2020年10月1日から対象が8月以降に生まれた子となっておりますが、せめて同じ学年となる4月1日生まれの子から受けるようにしてはいただけないでしょうか。今後のまちの取り組みを期待して、お答えをお聞きして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（高岡 進）** 窪こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（窪 順司）（登壇）** それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、本町では予防接種を行いながら、積極的な勧奨をしておりますが、任意接種につきましては、あくまでも保護者の判断に委ねているところであります。仮に、令和2年4月から町独自で定期接種とした場合、受容者にとってメリットもありますが、デメリットといたしまして、もし国が定期接種化していない時期に副反応などの健康被害が発生した場合に、それに対する救済制度の給付が任意接種と定期接種では大きく変わります。そういった結果、逆にその家庭に大きな負担になる場合もあります。そういったことを踏まえまして、現在国も具体的な運用方法等を検討していることから、国の動向を踏まえまして、先ほどと同じ答えにはなってしまいますけれども、国の運用に沿った実施方法で運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

**6番（高田好子）（登壇）** それでは、2問目に移らせていただきます。

「障害者手帳のカード化」について、質問させていただきます。厚生労働省は障害者手帳のカード化に係る様式などを定めた省令等の整備において、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの改正が本年4月に行われました。発行元の都道府県などの判断により、カード型の手帳が発行できるようになりましたが、従来の障害者手帳は自治体により多少の違いはありますが、縦11.5センチ、横8.5センチ程度の大きさで紙が使われており、以前より携行の不便さや劣化による使いにくさが指摘されておりました。また、支給状況など、後から加筆していくようになっており、これまではカード化が困難でした。今回、自治体による情報管理システム化などの環境が整いつつあることを踏まえて、見直されました。カード型の手帳はプラスチック等の耐久性のある材料を用いた仕様となっており、運転免許証やマイナンバーカードなどと同じ大きさになります。また、カード型の障害者手帳も含めて、本人確認書類のカードの大きさは国際規格、縦5.398センチ、横8.56センチのサイズを使用しているため、今後、カード化されるものの多くがこの大きさになっていきます。自治体がカード型を導入される場合でも、従来の手帳型もあわせて希望により選択は可能です。公共交通機関で割引等を受ける際には乗り降りの度に提示を求められるなど、日常生活で使用する機会が多い一方、財布に入らず、運びが不便、劣化しやすいので丈夫なカー



ドにしてほしいなどのお声もお聞きしました。カード型にすることで不便さを解消されることと思います。

そこでお尋ねいたします。本町における障害者手帳の発行件数はどのぐらいですか。また、障害者の方々の利便性向上のため、障害者手帳は紙ではなくカード化にしてはいかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

**議長（高岡 進）** 坂田住民福祉部長。

**住民福祉部長（坂田達也）（登壇）** 失礼いたします。それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、厚生労働省は、本年3月末に障害者手帳のカード化を認める省令の改正を行いました。主な内容といたしましては、従来の紙ベースである身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳が、本人の希望により、プラスチックカードで交付することが可能となりました。また、改正理由でございますが、現行の障害者手帳は材質が紙であるため、劣化による破損やそのつどサービス支給の情報を加筆しなければならないといったことが障壁となり、今回の改正に至ったものであります。

次に、議員ご質問の本町における障害者手帳の発行件数についてであります。本年11月1日現在、身体障害者手帳は956件、精神障害者保健福祉手帳は286件、療育手帳は247件となっているのが現状であります。

また、障害者手帳をカード化にしてはどうかのご質問でございますが、障害者手帳の発行は、都道府県知事、指定都市または中核市の市長が行っており、本町の場合、奈良県知事が手帳の発行を行っております。このことから、手帳のカード化につきましては、本来、町が先行して行うものではなく、手帳の発行元である県の動向を注視する必要があると考えております。しかしながら、本町といたしましては、今後、障害者手帳を所持されている方のニーズを把握した上で障害者手帳のカード化について、県に対し要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**6番（高田好子）（登壇）** ご答弁、ありがとうございました。県のほうにまた要望していくということでしたけれども、一つお尋ねいたします。

療育手帳が247件とありましたが、療育手帳は現在も各自治体の判断でカード化が可能とありますので、周知はされているかどうか、お聞きします。カード

による様式や形状、課題点はあると思いますが、障害者の方々にとってのカード化はメリットも多いです。持ち運びがかさばらない、財布やパスケースに入れることができます。偽造しづらいため、本人確認書類として有効性が高まります。耐久性に優れているので、濡れたり破れたりもしません。障害の詳細が記載されていないため、プライバシーが守られるなどがあります。さきの国会でも、障害者手帳のカード化について質問が上がり、総理からはカード化が円滑に進むよう、自治体と連携し、スピード感を持って対応するとの答弁がありました。障害者手帳はこれまで手帳を取り出して見せる、確認してもらう、場合によっては障害の程度や事情を説明するといった非常に煩わしい行程が障害者の方々の負担となってきました。こういった手間や心理的負担を少しでも解消していくために手帳の交付主体である県に本町としてもカード化の実現に向けて、しっかりと要望していただきたいと思い、今後のさらなる取り組みもお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（高岡 進）** 坂田住民福祉部長。

**住民福祉部長（坂田達也）（登壇）** それでは、高田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、療育手帳の周知につきましては、現在のところ、まだできておりません。早急に広報、また町のホームページ等を通じまして、町民の皆様のほうに周知してまいりたいというふうに考えております。また、県に対しましても、先ほど町のニーズをまだ確認もできておりませんので、窓口に来られました住民さんのほうに確認をとりながら、そういった声が多うございましたら、早急に県のほうに対し、要望のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 6番、高田好子議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開、13時。

休 憩 午前11時37分

再 開 午後 1時00分

**議長（高岡 進）** 休憩を解き、再開します。

それでは、3番、南真紀議員。一問一答方式で行います。

**3番（南 真紀）（登壇）** それでは、「もっと利用しやすいバスに奈良交通との交渉を」ということで質問させていただきます。

現在、三郷町内のバス路線は三郷線と信貴山線がありますが、年々利用者がふえてきており、住民から喜ばれています。一方で、もっと利用しやすいものにしてほしいとの声があります。まず、三郷線についてですが、勢野北地域の住民から、通勤・通学の時間帯の便数をふやしてほしいとの声があります。また、現在、昼間の時間帯はバス停が三郷中央公園になっていますが、これを役場前、または保健センター前に変更してほしいとの声が寄せられています。

それから、信貴山線についてですが、現在、通勤・通学の時間帯以外は城山台コースと信貴ヶ丘コースとに分けて、2時間に1本となっています。城山台の1丁目、2丁目、3丁目は通勤・通学時間帯もバスがありません。家族の方がスピードを出して車で送り迎えを駅までされる方も多く、特に朝の駅までの道路は急がれているので、スピードを出される車が多く、私はとても危ないと思います。

信貴ヶ丘は車のないお年寄りも多く、その方たちから、午前中から午後にかけての買い物や、電車に乗るための交通も2時間に1本ではとても不便で困っていると聞いています。三郷線と信貴山線の営業収入は、平成26年度から平成29年度にかけて2路線合わせて1,000万以上ふえ、それに伴って、損益赤字は少しずつですが、減ってきています。来年春からは、のどか村に温泉施設ができることもあり、バスの利用者がさらにふえると思います。住民のもっと利用しやすいバスをとの声に応えて、奈良交通と交渉はできませんでしょうか。よろしくお願いたします。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

町内のバス路線につきましては、三郷線と信貴山線の2路線が奈良交通により運行されております。平成25年4月には、信貴山下駅が発着地であった信貴山線を王寺駅北口まで乗り入れるよう、路線の変更を行いました。また、勢野北部土地区画整理組合により運行されていたイーストヒルズと王寺駅を結ぶ勢野住宅線が廃止されたことから、平成27年4月には三郷駅と信貴山下駅間を運行していた三郷線を三郷駅と王寺駅までの間を運行するよう路線の変更を行いました。

直近の年間利用者の推移といたしましては、平成27年度は三郷線が6万433人、信貴山線が9万9,661人、平成28年度は三郷線が7万5,383人、信貴山線が10万8,044人、平成29年度は三郷線が7万9,353人、信

貴山線が11万3,842人、平成30年度は三郷線が9万1,776人、信貴山線が11万1,389人となっております。

路線再編の効果もあり、2路線とも利用者が年々増加していることから、南議員のご質問のとおり、増便については、住民の方々の利便性の向上を図るため、奈良交通に要望を伝え、協議してまいりたいと考えております。しかしながら、路線の変更につきましては、これまでも奈良交通と協議を重ねて決定してきており、コース変更に伴う運行時間の延伸による駅利用者の利便性の低下や、運行経費の増加、また役場前でバスが転回することの安全確保の観点から、役場前や保健センター前を経由する路線の変更は今のところ考えておりません。

また、バス路線だけでは、全ての住民の方々にとって十分とは言えない面もあることから、隅々まで行き届く、ドアツードアの公共交通である予約制乗合タクシーのさらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**3番（南 真紀）（登壇）** 今、バス路線の変更についてはということだったんですが、バス停を役場前、または保健センター前へという声は立野の方々からの声です。通勤・通学の時間帯が過ぎた昼間の時間帯に、立野から役場または保健センターを利用したい方々の声です。三郷中央公園から役場までが非常に遠いということです。先月なんですけれども、11月1日に日本共産党地方議員団が奈良交通と交渉したときに、奈良交通はこの路線変更のことについては、役場の担当者と相談して検討をしていきますと言ったそうです。ぜひ、奈良交通と協議をお願いしたいと思っております。

この間もちょっとそれで見えていたんですけども、役場前のところで、西和養護のあそこの黄色いバスですね。奈良交通よりは非常に大きなバスです。そのバスがぐるっと回って方向転換してましたが、すごく余裕を持って方向転換されておりました。ぜひ協議をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。

バスの路線の変更ということで、今、お話、もう一度要望してほしいということでしたが、先ほどもちょっと今のところ考えていないと回答させていただきました。

したが、実際のところ、役場周辺には近鉄の信貴山下駅もございます。そしてまた信貴山線のバス路線もあることから、そのあたりで必要性が確かにどこまであるのかという部分も含めまして、ほかへの影響、先ほども申し上げました、時間的に延びるといったような部分、そして利便性等も考えまして、これは慎重に検討していくべきことなのかなということがございますので、今後、今のところ考えておりませんが、慎重には考えさせてもらいたいと思います。

そしてまた先ほどとはお話が重なりますが、バス路線は住民の方々の要望に全て応えるとなるとなかなか難しい部分があるのかなと、限界もあるかなと思います。ですので、隅々まで行き届くデマンド型タクシーをこれからもさらなる充実を図りまして、利用の促進を図りまして、解決につなげていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。3 番、南真紀議員。

**3 番（南 真紀）（登壇）** 2 問目です。可燃ごみの減量化に具体的な一歩をとということについて質問させていただきます。

可燃ごみの減量化については、これまで何度か質問してきました。9 月議会での一般質問でも私は幾つか具体的な提案をさせていただきました。それについて町は、剪定枝については別に回収すれば資源化できるので、今後の課題にする。雑紙については紙袋などに入れて資源ごみに簡単に出せるルールを検討する。カラス対策に段ボールを使っていることについては、町ではカラスよけのネットの販売を行っており、段ボールはリサイクルを実現したいなど答弁をいただきました。

9 月以降、町の広報の 11 月号には三郷町のごみ問題の深刻さを伝え、町民の分別への協力をお願いする記事が掲載されました。また、10 月には徳島県の上勝町のごみ減量について、町議会の視察に町長と環境整備部長と資源循環推進課長に同行していただきました。私は町が可燃ごみの減量化について一歩踏み出して、一つでもいいので具体的に種類や分別方法などを決めて住民の皆さんに啓発と協力をお願いすることが今やるべきことではないかと思います。町の考えはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

**議長（高岡 進）** 佐藤環境整備部長。

環境整備部長(佐藤 忍)(登壇) 南議員の2問目の質問にお答えしたいと思います。

議員もご承知のとおり、可燃ごみの減量化に向けて、町としましてもさまざまな取り組みをこれまで行ってきたところです。ごみの収集につきましては、この5年で分別数を倍にふやし、住民の皆様にご協力をお願いしております。ごみを出す前に分別してもらうことが大切ということで、清掃センター独自で年4回発行している「ごみ減量ニュース」や、9月からフェイスブックにもごみの出し方をシリーズ化し、具体的に種類を載せ、分別の方法、必要性について理解していただくとうと啓発を行っているところです。

南議員お尋ねの可燃ごみの減量化について、一つでもいいので、具体的に種類や分別方法などを決めて住民の皆様にご啓発と協力をお願いするというご質問であります。9月議会でも、議員からご質問いただいたことがあり、その方法について検討してきたところです。

可燃ごみにつきましては、これまでごみの出し方やごみ袋を指定はしていませんでした。しかし、これからなんですけれども、逐次啓発をしながら時期を見計らって、黒のごみ袋及び段ボールを使用したごみ出しを禁止とし、ごみの内容がわかる袋で出すことを指定して、可燃ごみ以外のものが混入していないことが確認できるごみ出しをお願いしたいということを考えております。このことによって分別の徹底化が進むよう働きかけていく所存です。

さらに、基本に立ち返り、皆様をお願いしている分別ルールに従いきちんと分別をしていただき、分別されていないごみや出し方のルールに沿っていないと判断できるごみについては、収集せず残しておくなど、町民の皆様にごルールを理解した上でごみ出しに取り組んでいただけるようご協力をお願いし、清掃センターも努力してまいりたいと思います。

大半の方がごみの出し方のルールを守っていただいている中で、一部の方の間違ったごみ出しが続いている現状から、まずは今定めているルールの徹底を図るため、一層わかりやすい啓発が必要だと考えています。また、新たな取り組みを考える中で、11月より持ち込みごみに対して「ごみの搬入依頼書」の提出を義務化し、ごみ搬入先の透明性を求めているところです。また、搬入ごみステーションを清掃センターに設置して、持ち込まれたごみをみずから分別、種類ごとに振り分けて置いていただき、分別品目の確認と分別の必要性をお伝えしているところです。

もう1点の新たな取り組みとしまして、可燃ごみ中の生ごみへの対策です。平成29年度三郷町のごみ処理年間量は8,500トン、そのうち可燃ごみとして排出されるごみは6,200トン、そのうち2,200トンが生ごみとなっています。天理市内で予定されている新焼却炉稼働に向けて、ごみ総量の25%、可燃ごみの35%を占める生ごみを焼却処理から除く必要性を認識し、収集運搬も必要なくなることから、家庭内で生ごみを処理し、ごみとして出さないことに着目したモデル事業を検討しているところです。現在、清掃センターで家庭用の小型の生ごみ処理機を使い、日量どれくらいの量が処理できるのか日々統計をとりながら試行しているところです。仮に1世帯1日500グラムの生ごみが処理できれば、月に15キロ、年間180キロの生ごみが焼却している可燃ごみから減量できる計算になります。この研究を進めるとともに、具体的な事業内容を固めて、来年度以降の予算化に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 今後とも具体的に一つ一つでも実践していただけるようお願いいたします。ありがとうございます。それで啓発については、ぜひまた説明会などもしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

答弁は結構です。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。3番、南真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは1問目、学校図書館に司書の配置のさらなる充実をということで質問をいたします。

2011年度改訂の学習指導要領で読解力の向上、言語活動の充実を図るために、学校図書館の活用が求められたことや、2012年度から国が公立小中学校に司書を配置するための経費として、地方財政措置を行ったこともあり、全国的に学校司書の配置が増加いたしました。配置校の割合は小学校では2012年の47.9%が2016年には59.3%に、中学校は2012年の47.6%が2016年は57.3%というふうに増加しています。

また、2014年6月に学校図書館法が改正をされ、学校には司書教諭のほか、もっぱら学校図書館の職務に従事する職員、学校司書を置くように務めなければ

ならないとの規定が盛り込まれました。努力規定にはとどまっていますが、学校司書が法律上位置づけられました。三郷町では、2014年度から三小、北小、三中の3校で1人、学校司書が配置をされ5年がたちました。学校司書が配置されたことで、どのような変化があったのでしょうか。どのように捉えてられますか。お答えください。

**議長（高岡 進）** 大西教育長。

**教育長（大西孝浩）（登壇）** それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきますというふうに思います。

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で新しい学習指導要領がスタートします。その中で、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館などの施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞などの学習活動を充実すること」と明記されております。

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない施設であり、児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味、関心を持ち、豊かな人間性、創造力を育む読書活動の場として重要な役割を担っていると同時に、調べ学習や新聞を活用した学習など、探求活動の場にもなっております。

本町では、平成26年度より学校図書館に学校司書を1名配置し、火曜日は三郷中学校、木曜日は三郷小学校、金曜日は三郷北小学校、残る月曜日と水曜日は各校順番にローテーションで回り、図書の貸出、返却、館内整備、図書の紹介、情報提供などの業務を行っており、司書は欠かせない存在となっております。

現在、学校司書を配置してから5年が経過し、図書の配置や分類の変更、新刊図書の紹介、特集コーナーの設置によるレイアウトの変更など、さまざまな工夫を凝らしており、以前に比べてとても明るく、利用しやすい学校図書館になったと聞いております。さらに、授業で使用したい資料で学校図書館、町立図書館の双方に蔵書のない本は、学校司書を通じて購入するなど、町立図書館とも連携しております。

なお、学校司書の配置後、平成26年度から平成30年度までの5年間の貸出し総冊数は、三郷小学校では5万1,931冊（1人当たり20.7冊）、三郷北小学校では4万6,237冊（1人当たり17冊）、三郷中学校では2,110



冊（1人当たり0.8冊）、3校合わせて10万276冊（1人当たり12.5冊）となっており、中学校における貸し出し総冊数が、小学校と比較して極端に少ない結果となっておりますが、昼休みなどには、両小学校の児童と同様、多数の生徒が、閲覧をしております。

また、友好都市の埼玉県三郷市では、平成25年の「日本一の読書のまち」宣言後、子どもの読書活動を推進されており、その一つとして「学校図書館の充実」や、児童・生徒に関心を持ってもらえるなど、さまざまな取り組みをされていると聞いております。

今後につきましては、そのような取り組みも参考にしながら、今以上多くの児童・生徒たちに「本が大好き」になってもらえるよう、学校司書と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 司書が配置されたことで、学校図書館の環境も随分変化した、よくなったということだったと思います。私も先日久しぶりに三郷小学校、北小学校、中学校の図書室にも行かせていただきました。やっぱり本の並べ方も背表紙だけではなく、全体が、最近の本はすごく表紙もきれいになっていますので、そういうふうに全体が見えるように置かれているということで、子ども達も、あ、この本、読んでみようかなというような、そういった動機づけになったりするのかなと思いました。

それから、先ほどもおっしゃってましたけれども、司書にこんな本が読みたいんだけどということになったら、町立図書館、あるいはよその町外の図書館などにも問い合わせをいただいたり、あるいは購入するというような対応をしていただいているというふうに、そういうお話を聞き、学校司書の役割の大切さを感じたところです。

平成29年度に策定された学校図書館ガイドラインでは、学校図書館の目的、機能としては先ほどご答弁でもありましたように、読書センターとしての機能と、あるいは学習センター、情報センターとしての機能があるんだというふうにおっしゃってましたけれども、普段読書センターという役割は皆さん、よくご理解されていると思いますけれども、それだけでは、その機能だけでは弱いということで、学習情報センターの機能がすごく大切だと思います。児童・生徒がみずから

情報を探して読み、評価して使いこなす力をつけるということですね。そういったとき、司書がやっぱり子ども達が何か調べたいとき、どうすればいいのか、このようにしたらいいんだよと、そういう資料や調べ方について相談に乗ってくれます。複数の資料をたどって、答えにたどり着くという、そういった方法を身につけるということは、これからずっと生きていく上での大きな財産にもなると思っています。また、子どもだけでなく、教師も教材研究などで授業で使う資料照会をするなど、先生方の授業サポートなどでもすごい役割が大きいです。

岡山市というのはこの学校の図書館の取り組みがすごい先進的なところで、昭和30年代から採用を始めて、平成元年で市内の小中高、小学校82校、中学校37校あるんですけれども、全部の学校に司書を配置しているということです。それでこの本にたまたま「いいね！学校図書館」というシリーズが載っておりまして、そこで見ていますと、やっぱり小学校の授業をやるのに、教師と協働してピカソのゲルニカを学ぶというような実践報告なんかも載っております。やっぱり今、学校の先生もすごく忙しくなっているので、そういったことで先生の教材研究などのお手伝いもやってもらえると先生も大変助かるし、授業も豊かになって、やっぱりそういう役割もあるのかなと思います。

それから、もう一つ、ガイドラインの中の学校図書館の運営というところに、学校図書館は可能な限り、児童・生徒や教職員が最大限自由に利活用できるように、また一時的に学級になじまない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、児童・生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましいと述べています。

今、さまざまな困難や生きづらさを抱えている子ども達が大変多くなっています。保健室登校とかいうこともありますけれども、図書館は心のオアシス、第2の保健室というようなそういった生きづらさとか、心に問題を抱えている子ども達にとっては大きな居場所になるんじゃないかなということも述べられています。

こういったことを考えますと、3校で1人というのでは、そういった司書の重要な役割というのはなかなか果たせないんじゃないかなと思いますので、ぜひともふやしてほしいなと思います。平成29年度からの新たな「学校図書館整備等5か年計画」で学校司書の配置について、近年厳しい財政状況の中でも、学校司書を配置する学校はふえており、その必要性が強く認識されている。こういった状況を受け、学校司書の配置拡充を図ることが必要であり、これらの実現に向け

た措置が一層必要であることを踏まえ、平成29年度から5年間を期間とする「学校図書館整備等5か年計画」の策定を行ったと述べ、学校司書配置の努力義務規定を踏まえ、学校司書の学校図書館への配置の推進を図るとしています。この計画の策定に伴う地方財政措置では、前回の5か年計画ではおおむね2校に1名程度の配置というのが、今回はおおむね1.5校に1名程度配置することが可能な規模を措置となっています。

こういったことも踏まえて、ぜひ少しでも、1.5校に1人やったら、三郷では2人は要るかなというふうなことも思いますので、そういったことで検討もしていただきたいと思います。

それとは別に、このことを質問するに当たって、先ほど学校図書室の貸し出しのことも答弁でありましたけれども、ちょっとそれを調べておりました、三郷町では配置される前のデータがないので、配置されてふえたかどうかというのもちよとなかなか比べることができないんですけれども、平群町では前からのがありましたので、それを見ていると、やっぱり現在、あそこは三つの小学校に1人ずつ司書が配置されていますが、平群北小では司書が配置されてから3.8倍に、平群小学校は3.3倍に、平群南小学校では4.3倍にふえています。平成30年度の1人当たりの貸し出し冊数を見ると、平群北小は68.4冊、平群小学校は63.6冊、平群南小は84冊となっています。斑鳩町もちょっとお聞きしたんですけれども、ここは小学校三つあって、そこに1人司書が配置されていますので、三郷町の条件と同じかなと思いますけれども。斑鳩小学校では22.3冊、斑鳩西小は24.3冊、斑鳩東小学校は26.3冊ということになっています。三郷小学校の平成30年度の冊数は22.6冊、北小は16.5という数字なので、斑鳩と三郷ではちょっと三郷が低いですが、同じ感じかなと思いますけれども、平群町の数字を見ますと、すごいやっぱり断トツに多いなと思います。多分平群町の司書配置は奈良県下で一番いいんじゃないかと思います。だから、やっぱり司書がいるということも影響があるのかなというふうに思います。

それとは別に、全国学校図書館協議会が毎日新聞と共同で行っている調査、これは読んだ本の冊数なので、ちょっと性質は違いますけれども、小学校4年から6年の読書冊数は年間135.6冊ということなので、平群の貸し出し冊数から言うたら、全国的なのかなというふうな感じを受けています。

それから、次に中学校ですけれども、先ほどもすごい三郷の中学校は異常に低

いという話でしたけれども、さっき0.8冊とおっしゃいましたけれども、平成30年度はちょっとだけふえていまして、1.3冊です。斑鳩町は中学校が二つあって、その二つの中学校で1人の学校司書が配置されています。斑鳩中学校は5.0冊、斑鳩南中学校は6.1冊ということです。平群中学校は13.2冊でちょっと桁が違うんです。しかし、この平群中学校は今まで司書がいなくて、今年の4月から午前中2時間と放課後2時間、司書が配置されるようになったということなので、多分各小学校に司書がいるということがやっぱりずっと小学校からそういう環境にいたということが影響しているんじゃないかなと思っています。たまたまちょっと平群と斑鳩と三郷と、3校しか比べてませんので、それだけのデータで言い切ることはできないんですけど、一つの指標として見ていましたら、やっぱり三郷中学校の数字が異常に低いなということがとても気になりますので、やっぱり学校司書の配置も含め、こういったことについて、しっかり、何でこうなっているのかということも、これから検証していただいて、いいなと思う方法を考えていくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

**議長（高岡 進）** 大西教育長。

**教育長（大西孝浩）（登壇）** それでは、神崎議員の再質問にお答えをさせていただきますというふうに思います。

質問内容は学校司書の増員をということで理解をしておりますけれども、先ほどの答弁の中でも、学校図書館といいますのは児童・生徒の自主的、また自発的な学習の場を提供するというようになっております。議員もご承知のとおり、各学校には委員会活動で図書委員というものを子ども達が担っていただいております。それを受けてやはり自発的、自主的な活動ができているのかなというふうな思いの観点と、先ほど答弁の中で言いましたとおり、一定の効果が3校で1人の学校司書を置くことによって効果があらわれているということで理解をいたしておりますので、現段階では司書の増員は考えてはおりません。また、議員のほうから平群町、斑鳩町の人数を出していただきました。ただ、貸し出し冊数が少ないから、学校図書の利用が少ないというのは、イコールで結ぶのはちょっといかなものかなというふうに思います。

ということから、やはり子ども達がまず本を好きになってもらうという取り組みを考えていかなければなりません。また、最近報道されました読解力の低下が日本では著しく低いということですので、その読解力を向上するためにも、友好

都市である三郷市が取り組んでいる内容であったり、また岡山市も含めまして、他の市町村での取り組みを参考にして、本町に合った形の取り組みを今後検討する中で、学校図書の利用者数をふやしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

1 番、神崎静代議員。

**1 番（神崎静代）（登壇）** それでは、2 問目の幼児教育・保育の無償化で生まれた財源を子育て支援に活用をということで質問をいたします。

10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。政府は昨年12月28日に関係閣僚合意、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針を出しました。その中で、幼児教育の無償化の趣旨等として、20代や30代の若い世代が理想の子ども数をもたない理由は子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが最大の理由となっており、幼児教育の無償化を初めとする負担軽減措置を講じることは重要な少子化対策の一つであると述べています。そして、財源については消費税率10%への引き上げによる財源を活用する。国負担分については社会保障関係費と内閣府に予算計上する。また、地方負担分についても、消費税増税分を活用する。費用負担のあり方については、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方への配分される消費税の増収分を活用することにより、必要な地方財源を確保するとしています。そして、財政措置については、今般の無償化に係る地方負担については地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入すると述べ、市町村が負担する経費は地方交付税として対応するとしています。

また、幼児教育の無償化に伴う取り組みとして、地方自治体によっては既に独自の取り組みにより、無償化や負担軽減を行っているところがある。今般の無償化がこうした自治体独自の取り組みと相まって、子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により、地方自治体独自の取り組みの財源を地域における子育て支援のさらなる充実や、次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要であると述べています。

これまで三郷町の保育料は政府が決めている上限額よりも低くする保育料減免を町の負担で行ってまいりました。無償化で保育料減免に使ってきた財源が不要になりました。政府も言っているように、これまで保育料減免に使ってきた財源を給食費の助成など子育て支援に活用すべきだと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えいたします。

これまで、本町の保育園の保育料につきましては、国の基準額の8割に設定しており、残り2割については町が負担しておりました。また、昨年9月からは、町独自の施策として、在園児第2子の保育料を無償化しております。そのような中、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まったことにより、これまで、町が独自で負担していた費用の一部が無償化の対象となりました。無償化の対象費用に係る国、県、町の負担割合は、私立保育園は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっており、公立保育園については全額が町負担となっております。

このことから、町の負担額について試算をしてみましたところ、私立保育園の保育料の無償化については、約200万円の負担減となりました。しかしながら、公立保育園については、無償化に係る費用は全額町負担のために、約1,100万円の負担増となります。このことから、保育園の保育料全体で考えた場合は、無償化に係る町の負担については、約900万円の負担増ということになってまいります。

また、平成30年12月28日の関係閣僚合意では、今般の無償化に係る地方負担については、基準財政需要額に算入し、地方消費税の増税分を基準財政収入額に算入するとされておりますが、算出が明確な補助金とは異なり、交付税の額については、算出方法が複雑で、今の段階では明確にはわからない状況であります。しかしながら、本町といたしましても、これからの未来を担う子ども達の健やかな育成は重要であり、今後も子育て支援のさらなる充実を図る施策を展開し、子育てのしやすいまちづくりに努めてまいりたいと考えておるものでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 今まで減免に使ってきた財源で言えば、約 200 万浮いてくるけれども、公立のほうは全部町が負担せなあかんようになるので、あかんと。けれども、その地方交付税に算入される額がわからないので、きっちり計算できないというようなそういったご答弁だったかと思うんですけれども、地方交付税で一応ちゃんと見ますよというふうに書かれていますので、私としては約 200 万浮いてくるのかなというふうに捉えたいと思います。

今回の無償化で、これまで保育の一環として保育料に含まれていた給食の副食費が実費徴収をされるようになりました。この給食費については自治体によって金額がそれぞれです。三郷町では主食費 800 円、副食費が 4,500 円、合計 5,300 円徴収することになっています。ところが、近隣の 7 町、王寺町は公立の施設がありませんので、残りあと 5 町なんですけれども、安堵町が次に高く、主食費 800 円、副食費 4,800 円となっています。平群町は主食費 600 円、副食費 3,900 円で 4,500 円、斑鳩町は主食費 900 円で、副食費 3,600 円、合計 4,500 円、それから河合町と上牧町が主食費 500 円で、副食費 4,000 円、合計 4,500 円という内容になっています。ちょっと安堵町と比べたら、500 円ですけれども、ほかのところと比べると、800 円という差があるということで、やっぱり少し高いんじゃないかと思うんですけれども、安くするようにこの浮いた財源を使うべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長（高岡 進） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） それでは、神崎議員の再質問にお答えいたします。お答えの前、すいません、私、先ほど答弁の中で、消費税の増税分を基準財政収入額と申しましたけれども、消費税の増収分の誤りでございました。すいません、訂正させていただきます。

それでは、2 問目のご質問ですけれども、現在、副食費の設定につきましては、近隣町よりも今おっしゃっていただいたように、若干高いです。それはうちの三郷町の場合は、国の基準に乗って設定をしたものでございます。そういった中、現状の三郷町の保育園の給食はとてもおいしいということで、また内容がよいということで、保護者や園児からも好評をいただいております。また、西部保育園であったりとか、学校給食センターの給食は毎日町のフェイスブックでもご紹介をしておりますので、ぜひごらんいただきまして、「いいね！」を押していただき

ましたら幸いに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、無償化の財源の活用につきましては、先ほどと同じ回答のとおりでございますけれども、現在の給食の質を落とすことのないように努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再々質問を許します。

**1 番（神崎静代）（登壇）** 国の基準で考えたとおっしゃいましたけれど、よそもみんな国の基準はご存知やと思うんですけれども、それよりも安く設定をされたと思ひます。三郷町の給食はおいしいと、おいしいのはとても結構なことやと思ひますし、それはいいことだと思ひますけれども、そのことと高いのとはちょっと関係ないんでないかなと。やっぱり毎日子ども達はおいしい、おいしいと言って喜んでいるのはとてもいいことやけれども、そやからもう高くてもいいんだということにはならないと思ひますので、やっぱりよその町と比べたときに、「えっ、800円も高いの」とかいうことになりますので、他町並みにするようにぜひ検討していただきたいということをお願ひしておきます。

**議長（高岡 進）** 2 問目の質問は終了しました。

1 番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

次の質問は通告順 7 番、久保安正議員であります。先般の議会運営委員会において、久保安正議員の 1 問目、奈良学園大学三郷キャンパスの移転についての町の対応は？と通告順 8 番、澤美穂議員の奈良学園大学移転後の「ホタリーナガーデン」の存続については、関連質問であることに決定しています。よって、議会運営の申し合わせのとおり、先の質問者の関連質問は最後に繰り下げることになることから、久保安正議員は、2 問目を先に行い、次に関連する 1 問目を質問します。終了後、澤美穂議員が質問を行います。

なお、澤美穂議員の質問は 2 回までとし、質問時間は久保安正議員と合わせて 1 時間以内とします。

それでは、2 番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

**2 番（久保安正）（登壇）** 大幅赤字が続くと予想される水道事業の今後の経営方針はということで質問いたします。

前年度、2018 年度の水道事業は水道料金の引き下げ、そして 2019 年度から県水 100% にするための移行期間として、県水受水量を引き上げるという



収入と支出に大きな影響を与える経営方針の転換が行われました。その結果、2018年度決算は損益計算書で見ると、給水収益が前年度比5,217万円減の4億7,303万円、県水の受水費が前年度比4,696万円増の2億8,812万円となり、経常収支は前年度の3,312万円の黒字から、1億137万円減の6,825万円の大幅な赤字となりました。9月議会に財政シミュレーション総括表が提出されましたが、それによりますと、これからも赤字幅は毎年度、さらに膨らむと予想されており、2018年度決算での現金預金残高5億3,589万円は4年後の2022年度末には約2億円に減少するとなっております。これまで町は、水道事業の運転資金としては最低2億円は必要、このように言ってきましたが、県が推進しています県域水道一体化との関連及び町の今、見直しが行われております水道事業基本計画を踏まえて、今後の三郷町の水道事業の経営について、どのような方針でやろうと考えているのか、お答えをお願いします。

**議長（高岡 進）** 橘水道部長。

**水道部長（橘 和成）（登壇）** それでは、久保議員の2問目のご質問からお答えをさせていただきます。

まず、県域水道一体化に向けた現在の取り組み状況でございます。協議会の設置当初は、令和2年度中の覚書締結、令和8年度からの経営統合、そして、その後おおむね10年後を目途とした事業統合に向けての協議、検討が行われてきました。しかし、その後、奈良県が進める県域水道一体化の取り組みに対し、厚生労働省及び総務省より、経営統合から事業統合に発展させることは困難であり、最初から事業統合を目指すべきではないかという助言があり、現在は、令和7年度からの事業統合に向けた協議、検討を行っているところであります。

また、「三郷町水道事業基本計画」につきましては、平成26年3月の策定から5年が経過することから、今年度で中間評価と後半5か年の事業計画の精査を進めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、9月議会の委員会資料で提出させていただきました「財政シミュレーション総括表」を見ますと、令和4年度には現金預金残高が2億円を下回り、この時期に水道料金の値上げの検討をお願いしなければならないことが想定されます。

このような中で、ご質問の今後の水道事業の経営方針についてであります。最優先は、令和7年度からの事業統合が順調に進むものと仮定した上で、その直

近の令和6年度の決算時において、現金預金残高がマイナスとならない経営に努めることであると考えています。事業統合に向けた会計上でのスムーズな移行は必要不可欠であります。そのための取り組みといたしましては、あらゆる経費の削減、収入の確保、また県水100%となった今、水道事業会計の収支に大きな影響を及ぼす県水受水費の削減に向けて、引き続き受水協議会を通じて県水受水単価の値下げを要望してまいりたいと考えています。

このほか、事業統合により、奈良県の水道事業会計が一つになりますと、将来的に三郷町内の水道施設のインフラ整備にどれだけの資金が投資、配分されるのかわからないところがございます。このことから、災害時に備えた緊急遮断弁設置工事や耐震管への管路更新工事など、将来の三郷町にとって、今できる必要な事業につきましては、できる限り推進してまいりたいと考えています。また、奈良県水道局が実施する事業につきましても、三郷町内の水道施設のインフラ整備を事業統合までに積極的に推進していただけるよう働きかけていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 今、部長から答弁いただきました。県が今、推し進めております県域水道の一体化ですけれども、先ほど部長からも答弁ありましたけれども、県はこれまでは2026年度に参加28市町村の水道事業と県営水道を一体化する経営統合を行うと、その後、おおむね10年後に事業統合を行うというふうにしていました。県が今まで言っていました経営統合の段階では、企業団をつくって、市町村の水道事業はセグメント会計としてそのまま継続させて、水道料金については統一しないと、次の事業統合の段階で水道料金は統一するというものでした。県はこの方針を変更して、経営統合段階は省いて2025年度に一気に事業統合にまで進むと方針を変更したということでした。

部長に確認になりますけれども、水道料金、この県水、県域水道一体化で事業統合ということになるわけとか、これが進められていくわけですけれども、三郷町の水道料金については、県水の一本化による人件費を含む諸経費の削減、それから2018年度決算での利益剰余金の合計約2億7,000万円、そして現金預金残高5億3,600万円、これらを有効に活用するなどして、県による事業統合まで現行の水道料金を維持するように最大の努力を尽くしたいという答弁

であったかと思うんですけども、ご確認をいただけますか。

議長（高岡 進） 橘水道部長。

水道部長（橘 和成）（登壇） それでは、久保議員の再質問にお答えをさせていただきます。

令和7年度の事業統合が順調に進むものと仮定した上での回答とさせていただきますが、現在の料金の維持に向けて、先に回答させていただきましたとおり、最大限の努力をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。それでは、次に関連質問に移ります。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 奈良学園大学三郷キャンパスの移転についての町の対応は？ということで質問させていただきます。

去る6月12日、学校法人奈良学園は2022年3月までに奈良学園大学三郷キャンパスを奈良市の登美ヶ丘キャンパスに移転して統合すると、このように発表しました。奈良学園大学は1984年、昭和59年に前身の奈良産業大学として三郷町で開学をして以来、三郷町のまちづくりに少なくない役割を果たすとともに、今後の三郷町のまちづくりについても、その役割が期待されていたものがあります。

三郷町と学校法人奈良学園は2006年、平成18年5月17日に三郷町と奈良産業大学との連携、協力に関する協定書を結び、また2012年、平成24年1月30日には、三郷町産官学地域活性化協議会を発足させ、現在教育総務課、生涯学習課、図書館、文化振興財団、こども未来課、西部保育園、ものづくり振興課、建設課、環境政策課などが奈良学園大学との授業や行事を協力して実施をしております。

6月の統合が発表されたときの新聞報道によれば、キャンパス統合構想は2018年度から具体化し、また三郷キャンパスの跡地利用は今後、三郷町も含めた委員会で検討されると新聞報道がされておりました。三郷キャンパス移転について、学校法人奈良学園から統合構想を具体化した2018年度以降、どのような話が町に対してあったのですか。また、町と奈良学園との三郷キャンパスの跡地利用について検討する委員会も設けられ、議論がなされていると思いますが、ど

のような内容の議論がされているのか。そして、跡地利用について、町はどのような基本的なスタンスでこの協議に臨んでいるのか、お答えをお願いします。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼します。それでは、久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

奈良学園大学三郷キャンパスは昭和59年4月に奈良産業大学として開学して以来、幼稚園、保育園から小中学校、高校、専門学校、大学まである、「教育・文化のまち三郷町」としての大きな役割を担ってまいりました。しかしながら、ピーク時には5,000人近く在籍していた学生数が、現在では500人程度と大きく減少しており、学校の効率化及び活性化を図ることから、三郷キャンパスは、令和4年4月に登美ヶ丘キャンパスに統合することとなり、本年6月に奈良学園からその発表があったものであります。

そして、三郷キャンパス移転後の跡地活用につきましては、キャンパス跡地活用検討委員会が発足され、5月21日、9月12日、そして12月2日の3回、開催されております。本町からは町長、副町長、そして私の3人が出席し、三郷キャンパスと信貴山グラウンドの今後の方策について、奈良学園大学と情報共有を図っている段階であります。現在のところ、決定している事項はありませんが、町といたしましても、ピンチをチャンスに変えるべく、町の発展につながるような跡地の活用方法について、大学と一緒に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 部長から答弁いただきました。統合するということを2018年度に奈良学園大学は具体化したというふうに報道されていたんですけど、三郷町に対しては、その段階から何の話もなかったんでしょうか。それと、跡地利用についての検討委員会が開かれているわけですけども、今、3回、開かれたということですけども、具体的な中身は何もなかった、ただその委員会を開いておるだけだということだったんでしょうか。お互いに学校法人奈良学園と三郷町というのは、言葉は悪いですけど、そんな冷たい関係だったんでしょうか。もう少ししっかりと連携をしてやっていたはずですよ。もう少し丁寧な説明があっても、奈良学園のほうから、私はよかろうというふうに思います。

それで、町の財政のことについて少し触れさせていただきますけども、この間、イーストヒルズから北小学校への新しい道路建設、それに伴う給食センターの建てかえ、それから中学校の建てかえ、水道や下水道の整備事業など、住民福祉、教育の充実に資する大きな事業を行ってきました。また、勢野北部開発の損失補償問題についてもこの間、決着を見たつもりであります。これらのこともあって、町の地方債残高は普通会計、下水道事業会計、水道事業会計の合計で2013年度、平成25年の約102億円を底にして、地方債残高は2018年度末、平成30年度末ですけども、約143億円に上昇をしております。

町財政の健全化判断比率の一つであります将来負担比率は、それまでのずっとマイナスだったんですけども、2017年度、平成29年度が19.4%、2018年度、平成30年は40.3%と決して高い数字ではないですけども、上昇傾向となっております。これからも三郷町は雨水溢水地区対策事業の一つとして、勢野東地区、惣持寺で地下調整池の浚渫の事業、事業費が12億3,000万円と予定されているわけですけども、このような大きな事業が引き続いて行われます。私は、今後の町財政運営は慎重に対応していく必要があるというふうに考えております。

ところで、住民の方から私に奈良学園大学の跡地を町が一部あるいは全部を購入するという話を聞いたが、本当かという私のほうに問い合わせがありました。私は、町は奈良学園との跡地利用の協議について、町が跡地の一部や、あるいは全部を購入することは考えていないという立場で協議に当たっていると思っておりますけども、いかがでしょうか。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、まず奈良学園大学からいつ話を聞いていたんだとかというお話もあったかと思えます。それにつきましては、確かに報道前にお話は聞いておりました。といいましても、今年の1月に統合の方向性がある。そのときははっきりと統合するとも決まっておりました。縮小する可能性もありますが、登美ヶ丘に全面移転するというお話ではなくというような形の話があった程度で、実際確実に決まるというのはもう本当に発表される少し前の理事会で決定したというふうに聞いておりますので、現実、町のほうが早くに聞いていたわけではございません。

それから、また検討委員会での中の説明でもっと細かな話があったのではないかとことなんですが、本当に奈良学園のほうはまだ方向性が、学園自体の方向性も決まっていないのが現状でございます。実際のところはクラブ活動であったり、そういった部分もありますので、奈良学園も全面登美ヶ丘移転とはいうものの、いろいろな方向でまだ考えられておりますので、そのあたりはまだ本当に進んでない状況というのがあります。そして、今、久保議員のほうから財政状況ということでお話がありました。確かに今まで事業のほうをかなり進めていかせていただいて、起債残高のほうはもちろんふえております。そして、それは財政的に交付税が返ってくるというような状況の起債をできる限り起こしておりますので、今後の返済の、もちろん2年、3年後には公債費のほうはふえてまいります。当然苦しくなるのはなるんですが、当然交付税もそのあたりはふえてくるものと、私らは思っているところなんですが。あとはまたそういったところで、実際の公債費ですので、将来に向けての平準化をしているというような形で考えていただければというふうに思います。今現在の財政状況といたしましても、確かに将来、負担比率が多少上がってきております。議員もおっしゃったように、悪い数字ではございません。上がりますのは当然起債残高がふえます。そしてまた基金残高というのは、先ほどの勢野北部の問題もありまして、基金残高も減ったというところで、もちろん以前のマイナスといったような一番いい状況からは確かにプラスになっているのは現状、確かでございます。ですので、これからもこのあたりを見守っていくごとく、しっかりと歳入も努めながら財政運営を図ってまいりたいと考えております。

そして最後に、町が一部買うとか、全部買うとかというようなお話は、というのは、なぜそういうのが出るのかが実際に本当にまだ何も決まっていない中で、どういったところからそういうお話が出たのかが理解できないところでございますので、まだ全然そこらは話はございません。おっしゃるように、町といたしまして、方針としましては、やっぱり負の遺産を背負わされるようなことのないようには絶対に進めてまいりたいというふうな考えで進めております。そして、先ほども答弁もありましたが、ピンチをチャンスと捉えるかのごとく、この状態で、逆にあれだけの広大な土地でございますので、総合戦略だったり、スマートシティ構想に役立てる部分があるのであれば、そのあたりを積極的に進めていければなというような考えは、町は持っておりますが、まだ奈良学園とその土地を買う

であったり、全体どうなるのかというのは本当にまだ何も決まっていないのは現状でありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 奈良学園大学からも具体的な話はないということで、委員会で協議はしているけども、何らまだ決まっていない。したがって、どうするかということも答えようがない。ただ、三郷町のこれからのまちづくりについては、中には総合戦略、それからスマートシティ構想の中で三郷町にとって利用価値があるものが、仮にあったとしたら、そこは検討したいということかと思うんですけど。

交渉に臨むときに、当然、相手の出方も見なきゃいけないわけです。基本的にはこの案件に対してどういうふうなスタンスで行くのかということは、一定持って臨まなきゃならないというふうに私は思っております。協議の中で、例えば町が跡地利用について仲介をしたり、あるいは情報を提供したりということ、これ、当然あってしかるべき。それ以外に、繰り返しになりますけども、跡地の一部とか全体を三郷町が購入するという可能性を持って最初から交渉に臨むのかということがある。多分、そこら辺の曖昧、まだはっきりしていないところが恐らく住民の方がそういう話があるけど、どうだと私に聞いてきたわけですけど。私はそのときの中では、いや、そういうことはないと思いますよというふうに言うておきました。これは基本的には奈良学園が当然、まず自分たちの考えを持って統廃合をするという、跡地はどうするかという、あれだけの大きなものですから、跡地をどうするかという何の計画もなしにやるというのは普通考えられない。小さなものじゃないです、あれは物すごいでかいわけです。そういう跡地をどうするか何の見通しもなしに、ただ統合しますというのは、普通は考えられない話だと、これは奈良学園の話ですけどね、だから私、奈良学園というのは当然、何らかのことは思っているんだろうというふうに、一定の方針を持っているんだろうというふうに思っています。それがどういうふうに住民の中の話になっているのか知りませんが、そういう点で三郷町が購入するんじゃないかという話が出ていたと思う。

改めてですけども、私は基本的なスタンスとしては、そういう購入とかということはないということで、この問題に臨むべきだと思うんですけども、再度、いかがですか。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、久保議員の再々質問にお答えしたいと思います。

問題は1点だと思います。奈良学園大学の跡地について、三郷町の考え方はどうやということをおっしゃられているんだと思います。確かに今の時点では、まだ何も決まっておられません。おっしゃるように、奈良学園大学さんが全てを片づけられるのが一番です。しかしながら、やはり事情がありますことと、三郷町にとって非常にマイナスになることがもう必然的に見えてくると思います。そこで、やはりこの検討委員会というものは、お互いにいろんな案を出し合って、あの跡地を空洞化させないことを進めていこうとしているわけですが、何分なかなか奈良学園さんのほうの方針が出てまいりませんでした。やっとなんか前が見えてきたかなと思っている時点でございますので、今この時点で全てをとって、こうなるという方針を持ち合わせているわけでもなく、今ここで久保議員がおっしゃったとおりにさせていただくということも控えさせていただきたいなと思います。

一番私の危惧するところは、三郷町にとってマイナスにならないこと、これを方針として掲げていきたいと思います。これから、どんどんまた話が煮詰まってくるかもしれません。追って順次報告はさせていただきたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

以上です。

議長（高岡 進） 2番、久保安正議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、関連質問として、8番、澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番、澤美穂でございます。そろそろ皆さん、休憩したいなと思われているころかもしれませんが、私も予想外に関連質問ということになってしまいましたので、時間の許す限り、やらせていただきたいと思います。

それでは、ただいまより議長のお許しをいただきまして、私の質問をさせていただきます。奈良学園大学移転後の「ホタリーナガーデン」の存続についてお伺いしたいと思います。今、森町長が出てこられたので、もう終わってしまうのかなと思ったんですけれども、今から私、全く反対のことを言わせていただくことになりましたが、しばらくご清聴いただきたいと思います。

勢野北5丁目の奈良学園大学信貴山グラウンド奥にホタリーナ・ガーデンがあ



ります。これは2015年からボランティアの有志の方が一から始められたホタルの生育できる環境をつくる取り組みであり、その場所をメンバーのご子息である平田研也氏がホタリーナ・ガーデンと命名され、今やその名が町外、県外の方まで浸透しています。期間中の運営だけでなく、年間を通して毎週水曜日に集まって整備をしていただいているおかげで、毎年ホタルがふえ、口コミでうわさが広まり、今では期間中3,000人を超す見物客が来られ、三郷町の初夏の観光スポットになりつつあります。

ちょっと見にくいかもしれませんが、除草前と除草後ということで、この4年間でこれだけきれいにやっていただいております。奈良学園大学には歴代の副学長に、教育に関する事務の点検及び評価をしていただいております。中学校の建てかえ時でも大変お世話になり、日ごろから学生ボランティアを派遣していただくなど、役場関係者だけではなく、地域住民とも密接なつながりを持たせていただいていたので、非常に残念でなりません。

そして、私が最も懸念しておりますのは、奈良学園大学が三郷町から撤退されると、ホタリーナ・ガーデンの土地も大学に返還しなくてはならないおそれがあります。このホタリーナ・ガーデンの所在地は奈良学園大学が所有する土地で、発起人でもあるボランティアリーダーの田淵友一氏が大学と交渉され、無償でお借りしている現状でございます。

ホタリーナ・ガーデンのホタル観賞を毎年とても楽しみにされている方がたくさんいらっしゃり、今年はもう飛んでると、私にまで聞いてこられます。三郷北小学校では6年前から「あったかほたる」を通じて、自尊感情を高める取り組みとして、「あったかほたる」は相手に対してよいことをしたり、相手からうれしいことをしてもらったりすると、心の中で光りますと、目には見えない優しさや、うれしい気持ちをホタルが光ることで表現されてきました。子ども達がホタルの描かれた紙に感謝の手紙や「あったかほたる」が光ったことを書くことで、社会の中で幸せに生きていくために必要な心を育てる取り組みを続けてこられたのです。

こちらが「あったかほたる」です。かわいらしいイラストです。このかわいらしいイラストでしかなかった、「あったかほたる」がホタリーナ・ガーデンで実際に美しく光って飛ぶ姿を目の当たりにし、はかないホタルを大切に育ててくださっている大人がいることを知り、自分たちの姿に重ね合わせ、情操教育にも役立つ

っていると思われます。登校見守り中にも、きのう、ホタル、見にいったん、僕も、私もと報告してくれる子がたくさんいたり、また実際にホタルを見たことにより、ホタルの生育を調べ、ホタルが育つ環境について関心を持ってくれたという話を聞くと、本当にうれしくなります。ちなみに、北小学校では各教室内のごみの分別を行うためのごみ箱が各クラスに2個設置されており、廊下には護る美しい箱「護美箱」と表示されたごみ箱が設置されており、普段から環境問題への取り組みを行っておられます。また、地元の柿本屋や信貴山観光ホテルではホタリーナ・ガーデンでのホタル観賞ツアーをホームページ上で募集されていたり、住友林業はイーストヒルズの販売促進に活用され、「ふくろ工房」「南都銀行」「奈良観光.jp」と個人だけではなく、ホタリーナ・ガーデンを取り上げてくださっている企業等もたくさんあります。地元の観光事業についても一役買っていると言っても過言ではございません。また、三郷町がSDGsの提案書類として提出した書類の中には、ホタリーナ・ガーデンのことが次のように書かれています。

土地開発が進み、少なくなってしまった小川に飛び交うホタルを復活させようと、1人の住民が立ち上がり、住宅街と山林の境目にある小川でのホタル再生活動が始まった。シニア世代が中心となり、さらなる護岸整備、エリア拡大を進め、コンサート開催など、より身近に小さな自然を楽しむホタルスポットとして、地元住民はもちろん信貴山観光協会との連携により、宿泊観光客などの多くの方の初夏の楽しみになっているとあります。これは少なくともSDGsの目標6-6、2020年までに山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護、回復を行うことに貢献したのではないのでしょうか。

今年、三郷ウインドオーケストラが協力してくれたコンサートには、一晩で767名もの来場者がありました。そして、三郷町のホームページには次のように紹介されています。「童謡きらきら星」の日本語詞で有名な詩人、武鹿悦子氏の在住地、三郷町は豊かな美しい自然環境や貴重な文化財である古社寺を数多く有するまちです。明日を担う子ども達の健やかな成長のみならず、大人にとっても豊かな感性を育むまちとして、三郷町を童謡のまちと名づけ、平成30年4月1日に、「童謡のまち宣言」をされたこと、そして童謡のまちを推奨していくに当たり、武鹿悦子先生に童謡の新曲「ほたる」の作詞を依頼し、ご作成いただきましたと記載されています。武鹿先生の新曲に「ほたる」が選ばれた理由は、時期から言ってもホタリーナ・ガーデンが影響を与えていると思います。せっかく武鹿悦子

先生に「ほたる」を依頼し、作詞していただいたのですから、きらきら星のように後世へと歌い継がれていくように、武鹿先生が「ほたる」を作詞されたきっかけとなったホタリーナ・ガーデンを守っていきたいと思います。

このホタリーナ・ガーデンがホテルの住める場所であり続けることこそ、「SDGs 未来都市宣言」をした三郷町の持続可能な社会の担い手育成の環境教育の聖域として、定期的に環境フェスタ等を開催し、地球環境を守る一環として、一番身近で子どもでも取り組みやすく、達成感が見えるごみ問題から、町民一丸となって2030年のゴールに向けて取り組むべきだと考えます。

三郷町がSDGs 未来都市宣言をする前から、ボランティア、有志の皆さんが手弁当で一からこつこつとつくり上げてこられたホタリーナ・ガーデンを、私たち行政に携わる者が何としても守らなくてはなりません。そのためにはホタリーナ・ガーデンと、ホテル見物客の路上駐車等で近隣住民にご迷惑をおかけすることがないように、駐車場とトイレが完備されている奈良学園大学の信貴山グラウンドの両方を取得する意向で、今から来たるべきときに向けて十分に討論し、奈良学園大学との交渉に臨んでいただくことを要望します。

残念ながら、大学は移転してしまいますが、今後、三郷町が信貴山グラウンドも取得すれば、陸上競技場、サッカー場を完備することになるので、三郷町の子ども達が文武両道をモットーとし、心も体もすこやかに育てる環境で、笑顔で明るく伸び伸びと成長してもらいたいと願っております。現在の三郷町の意向をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** それでは、澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

本年6月以降の経過であったり、現時点での町としての考えにつきましては、先ほどの久保議員の回答と重複いたしますので、割愛させていただきます。

それでは、ホタリーナ・ガーデンに関する回答をさせていただきます。ホタリーナ・ガーデンは、有志による数名の住民の方々により整備がスタートし、今では三郷町の初夏の風物詩として広く知られております。町内はもとより町外や県外からも多くの方が訪れており、三郷町の豊かな自然を象徴するスポットとなっております。本町といたしましても、ホタリーナ・ガーデンは住民活動の大きな成果であると理解しておりますので、今後、ホタリーナ・ガーデンの存続を望む

声が上がっていることを大学側へ申し伝えさせていただきたいと考えております。

なお、「奈良学園大学が所有する信貴山グラウンドを町で取得する方向で交渉を」とのことではありますが、この件につきましては、当該グラウンドは陸上トラックの内側に人工芝のサッカー場が配置されており、また照明設備も有する大規模な施設であります。施設が整備されたのは平成12年で約20年が経過しており、これら維持修繕に大きな費用がかかる時期にさしかかっていることは否めません。

このように、規模や財政的負担を考えますと、町での取得につきましては、考えられないのが現状でありますので、ご理解いただければと思います。

**議長（高岡 進）** 再々質問を許します。

**8番（澤 美穂）（登壇）** ご答弁、ありがとうございます。実は大きく言うと、ホタリーナ・ガーデンは取得するよと言ってもらえるかなと思ってたんですけども、もしかしたら、どこかの国の用地のように、欲しいと勤づかれたら、吹っかけるかなと、静観されるのかなとも思ったりもするんですけども、お世話をしていただくボランティアの皆さんはホタルの季節だけではなく、年間を通してホタリーナ・ガーデンを楽しんでいただけるようにと、季節に合わせた花や木をたくさん植樹し、手入れをしてくださっています。その方々に3年後はどうなるかわかりませんが、引き続きホタルのお世話をよろしく申し上げますとは言えません。

今回、事前通告書に長々と書かせていただいたのは、三郷町にとってホタルはなくてはならないものであるということを経理事者だけではなく議員の皆様にも知っていただきたかったからです。私のような新参加者が議員の皆様はこのようにことを申し上げるのは本当に失礼なことだと思いますが、これは党や会派を超えて三郷町に住む住民の1人として、議員の皆さんがホタリーナ・ガーデンの存続についてどう思われているのか、そしてまた私のように議員経験が浅いものではなく、議員としての経験を生かし、ホタリーナ・ガーデンを取得する方法、もしあれば教えていただきたいと思ひまして、書かせていただきました。今後、町の木はモミジ、町の花はヒマワリと同様に、町の生き物といいますか、マスコットとしても、ホタルもつけ加えていただければいいなと思っております。

先日、11月18日、グランフロント大阪で行われましたSDGs関西フォーラムに参加をさせていただきました。大阪府の吉村知事も出席し、同時通訳機が

貸し出され、350人の定員が満員になるほどの盛況でした。その中で、国連広報センター所長の根本かおる氏が総括として、SDGsのバッジ、私も今、つけておりますが、バッジを胸につけているだけで満足してはいけません。誰もバッジをつけない世の中になることを願っていると締めくくられました。SDGs未来都市に選ばれている三郷町は奈良県を牽引するぐらいの勢いでこれからもやっていただきたいと思っております。

三郷町は世界に誇る「スマートシティ三郷」の実現を目指して、先端技術を生かし、これからまちの課題を解決していきますが、今日の三郷町を築いてこられた偉大な先人たちのかなえることができなかつた願いを実現していくのも私たちに課せられた使命ではないでしょうか。

こちらをごらんくださいませ。こちらは三郷ふるさと新聞ということで、三郷町全域に7,400部発行された新聞でございます。こちらは平成3年1月15日の新春号ということで、こちらに森饗一町長と大西弘議長が対談をされております。ご存知のとおり、森饗一町長は森宏範町長のお父様で、大西議長は大西教育長の父方のおじ様だというふうに伺っております。中でも、これはホテルの里や子どもどものころ、よく遊んだ溪流を残した自然保護の改修をお願いしたいのですがという意見に対し、森町長は、開発という言葉を使うと、いかにも緑をなくす、自然を壊すというイメージが強いのですが、手をかけてできるだけ緑を残しながら、区画整理を進めたいと考えております。そして、当然ホテルが飛び交う環境を確保し、ホテルの里のようなところができないか検討していますとおっしゃっていらっしゃいます。そして、大西議長は、「ホテルの里、復活を」とこちらに書いていらっしゃいます。ぜひ私たち先人の皆さんのかなえられなかつた夢を三郷町、これからの令和の時代の三郷町に残していただきたいと思っております。これは森町長にお答えいただきたいと思っております。

以上、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（高岡 進）** 森町長。

**町長（森 宏範）（登壇）** 澤議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

非常にいろいろなところを出されて、痛いところを突かれたなというのが実感でございます。そして、何もホタリーナ・ガーデンをやめていただきたいということを行っているのではなく、私たちもそれはうちの親父であったり、教育長のおじさんであったりが目指していた姿、これを追求していくのは当たり前だと思

います。そして、SDGs、バッジだけではございません。今、必死になって三郷町をまたすばらしい町にしていきたいと思うわけでございますけれども、先ほども久保議員がおっしゃったとおり、財源的なものも非常にあるわけでございます。そして、それを見ながら、やはり今後、どうしていくべきか、今後、検討していく中で今、答えを出すことができないと言っているわけでございますので、どうかご理解ください。そして、先ほども言いましたけれども、この続きはいろいろとまた検討委員会があると思います。その検討委員会のことをまた随時議会のたびには報告をさせていただけると思います。そして、やはり全ての方々がよい方向、そして一番の発展は三郷町が自然豊かで、そして活性化できる町、そしてもっと今より活性化をしていきたい、その方向で進んでいくということだけは間違いないと思っていただければ結構だなと思います。

どうぞご理解のほど、よろしく願いしまして、以上で回答になったかどうかわかりませんが、終わらせていただきます。ありがとうございます。

**議長（高岡 進）** 8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開、3時15分。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 3時15分

**議長（高岡 進）** 休憩を解き、再開します。

それでは、10番、辰己圭一議員。

**10番（辰己圭一）（登壇）** それでは議長のお許しをいただきましたので、先ほどの澤議員に負けないように頑張らせてもらいます。それでは通告書をもとに、とっくり湖を新たな観光資源として。について一般質問をさせていただきます。

とっくり湖は実盛川上流につくられ、昭和48年に完成しました。周囲が1キロほどで、山間の豊かな緑に恵まれており、春は桜が楽しめ、秋には紅葉が堪能でき、そして奈良県北西部では珍しい長さが約100メートルの吊り橋がありまして、水辺の散策を楽しめる観光スポットとして知られております。また、治水、砂防、給水、多目的ダムとして、三郷町民の飲料水の供給源に使われてきましたが、本年度、2019年から三郷町は県水100%となり、とっくり湖は飲料水としての必要がなくなり、今までとは違った視点で捉え、新たな観光資源にできればと考えております。

そこで提案をさせていただきたいと思いますが、主に三つありまして、一つは

ブラックバス等の釣りの解禁、これは釣りをされる方はわかっただけとは思いますが、今現在、とっくり湖は魚釣り禁止になっております。にもかかわらず、勝手に釣りをされている方がおり、地域の方に迷惑をかけるマナー違反の方がおられます。しかしながら、今後公に釣りができるようになれば、どういったことが起こるかと言いますと、例えばマナーを守った一般の人がもちろんルールを守って、来るようになります。そしてそのほかに釣りの振興を図ることを目的とした、簡単に言いますと、全国でブラックバス協会という団体がありまして、全国各地で公にブラックバス釣りをできる場所を探されていまして、そういった場所があれば、年間を通して、各地で釣り大会を開かれております。大会にはたくさんの方が来られ、その団体は釣りをするだけではなくて、周辺の清掃活動も行っておられ、地域の皆さんとの交流も大事にされております。

何が言いたいかと言いますと、要はこのバスフィッシングを通して、とっくり湖に人が来るようになれば、三郷町内で食事を買っていただき、車を駐車場にとめ、釣り場の管理料を支払い、多くのお金を落としていただけようようになります。それにまたメリットとしては新たに雇用も生まれ、三郷町の知名度もぐんと上がるかと思えます。

それから、二つ目に手漕ぎボート、ペダルボートなど、レンタルボートの導入ですが、これは釣りをされる方だけの利用ではなく、一般の方もボートに乗って楽しんでもらえればと考えております。カップルのデートスポットとしてもよし、家族でのんびり楽しんでもらうのもよし、なかなか近隣の市町村では体験できないものだと思っております。

それから、三つ目、栈橋の設置ですが、やっぱり安全面も重視しなければならないと思えます。とっくり湖は治水目的としても使われておりますので、例えば台風が何日後に来るということがもう今レーダーでわかるので、そういったときは水位を下げたりとかして、水位も変わったりするので、固定の栈橋ではなく、フロート、浮きがついた浮栈橋で常に水面から一定の高さを保つことができますし、安全性を確保することもできます。

私からは主にこの三つのことを提案させていただきますが、ひょっとしたら皆さんで知恵を絞れば、もっともっといろんなことができるかもわかりません。それから、実は私、とっくり湖でブラックバスの釣りができるようになれば、ちょっと一つ夢を持っていることがありまして、多分皆さんに笑われるかもわかりま

せんけども、今、芸能界でもブラックバス釣りはかなり人気がありまして、たくさんの方がフェイスブックやツイッターなどでアップもされております。そしてまたテレビのロケ地として放送されたりもしています。有名どころでは、皆さんご存知の元スマップの木村拓哉さんや俳優の反町隆史さんといった方々がバス釣りをされていて、近隣で言いますと、滋賀県のびわ湖にはよく来られているようですが、ぜひこの三郷町にも来てもらえたらと、私は本気で考えております。

そういったことも含めまして、とっくり湖を新たな観光資源として三郷町のさらなる魅力を発信し、全国から遊びに来ていただける取り組みをしていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

今回、とっくり湖を主役に言わせていただいておりますけども、皆さん、ご存知のとおり、とっくり湖周辺にはのどか村があって、来年もうすぐ温泉もできますし、とっくり湖で遊んだ後に、ゆっくり温泉に浸かってもらって、また信貴山の宿に泊まってもらい、朝護孫子寺等のお寺などを参拝して、開運バンジーを飛んで帰っていただく、こういったそれぞれ既存の観光資源と組み合わせることにより、相乗効果を引き出すことも効果的だと思っております。そのためにはまずとっくり湖を整備しなければなりません。厳しい財源状況ではありますけども、財源確保の方法として、以前、私が一般質問で提案をさせていただいた「企業版ふるさと納税制度」または「クラウドファンディング」などを活用することも考えていただけたらなと思っております。

ぜひ実現に向けて、前向きにご検討していただきたいのですが、町の考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

**議長（高岡 進）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）（登壇）** ただいま、辰己議員からご質問いただきまして、お答えのほうをしていきたいと思えます。

ご質問いただきましたとっくり湖につきましては、辰己議員、お述べのとおりこの3月末まで三郷町の水道水を取水する施設として管理をしてまいりましたが、4月からは県営水道100%の利用となったため、その役割を終えております。

とっくり湖を観光資源として活用する前提として、この場所を自由に使える権限があることが必要です。このたび、水道用の取水が終了したことに伴い、とっくりダムやダム湖の所在する土地や施設の所有権を改めて確認し、管理権限に基づいた施設維持管理責任の整理を行うため、三郷町とダムの設置者の奈良県とで



協議を続けておりますが、まだ合意に至ってはおりません。

三郷町と奈良県の間には協議のベースとなるとつくりダムが建設された昭和47年3月当時の取り決めがあります。また、昭和48年にはダム湖底の河川部分につきましては、県管理の一級河川となっております。現状では、国と県と町の土地がダム湖の中から道路敷付近まで所在しているということがわかっております。ダム、湖全体を町単独では利用できない状況でありますので、まずは、町が最優先に考えている洪水調整機能を担保するため、ダム周辺の管理権限について、引き続き県と協議、妥結に向けて交渉してまいりたいと考えております。

このような現状の中で、今回辰己議員からいただきましたご提案につきましては、現段階でお答えすることは難しいところです。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。奈良県との合意が図られた後につきましては、とつくり湖周辺の観光資源として、信貴山朝護孫子寺、開運橋、大門ダム、農業公園信貴山のどか村、とつくり湖から流れ出した実盛川付近には、龍田大社、龍田古道といった県内でも屈指の観光資源を有しており、今後も隣接地域の観光資源や宿泊・飲食施設、特産品販売とも連携させた取り組みが観光の発展に欠かせないと考えており、さらなる魅力ある三郷町の観光振興に向け努力してまいります。

以上です。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**10番（辰己圭一）（登壇）** ただいま佐藤部長から答弁をいただきましたが、管理の問題、今、まさにとつくり湖周辺の管理、通告書を出してからちょっとお話も聞いたんですけども、とつくり湖周辺は町だけが管理しているわけではなくて、県が持っていたり、国交省の管理のところがあったりということで、今、答弁にもありましたけども、県と協議をしていただいているということですけども、確かに三郷町が全てを管理するよりも、県や国交省も分担して管理してもらえようが当然その分、お金の負担も少なくなるのかなと思ってはいますけども、協議に関してはご苦労をかけますけども、今後引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、とつくり湖の真ん中には実盛川が通っていて、県管理ということですけども、これ、もう1回ちゃんと調べておいていただきたいんですけども、大和川本流があって、そこから支流というのが、大和川からつながっている支流から上流に向かって3キロまではたしか県が管理していて、それ以上上は町の管理や

という認識があったんですけど、そこ、もうちょっと後日でいいので調べておいていただきたいなと思うんですけども。ほかに治水の問題ということで、当然水のある程度抜いておかなければならないということですけど、これに関しては梅雨どきや台風の時期というのは、もうこれ事前にわかると思うので、普段はある程度水が入っていてもいいのではないかなと思ったりもしています。

というのが、奈良県内のダムを例に挙げますと、皆さん、ご存知のとおり、県水の水源となっております津風呂湖、大滝、大迫、室生ダム、この四つが県水の水源となっているんですけども、特にこの室生ダムはとっくり湖同様に治水目的でも使われております。これはこの四つのダム、これ、どれをとっても、実は公に釣りを許可しておりますし、ボードも浮かべて、年間を通してたくさんの観光客が訪れております。ですので、いろいろ管理の問題とかあると思いますけども、これ、三郷町もやってできんことはないんじゃないかなというのが、僕、そう思っているんですけども、もし、このとっくり湖を今の現状のまま置いておいて、何もお金が生まれない状態と新しい観光資源として使うのと、どちらが三郷町にとってメリットがあるか、今後、ゆっくりでもいいので、考えていただけたらなと思います。

最後に、急に振って申しわけないんですけども、森町長にお尋ねをしたいと思いますが、今後、ぜひ真剣に前向きに考えていただけたらと思いますけども、私もその釣り関係のことであれば、いろんなネットワークを使って、精いっぱい協力もさせていただきますので、どうか前向きな答えを期待して、町長のお考えを聞かせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（高岡 進）** 森町長。

**町長（森 宏範）（登壇）** 失礼します。辰己議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。今日は非常に答えにくいことばかりを当たりますので、非常にドキドキしておりますけれども。

まず、確かに答えとしては佐藤部長が申したとおりでございます。今の状況ではどこに所有権があるのか、またどこが管理をしなければならないのかということがはっきりしておりません。まずはっきりしていないのは、県と国と町の関係もありますけれども、町の中でも水利、利水という観点では水道部、そして観光という部分でいけば、環境整備部になりますので、そちらもちょっと分かれております。なかなか今のところ、判断のつきにくい状況だということをまずご理解

いただきたいなと思います。

そして、今のとっくり湖の状況を申しますと、県水じゃなくなりました。そして今100%県水に移行しましたので、とっくり湖の水を減らして防災に役立ててるところでございます。まず大雨が降る前に水を減らしておこう。このごろはよく雨が降るので、水も要らないということで、初めから水を減らしておこうということで、水位をかなり下げております。たまったら、もう早うほかそうねということで統一しているんですが、大門ダムにあっては、それが県管理となりますので、なかなかその辺ができない。ですから、とっくり湖だけでも水がためるようにはしておこうということで今、やっております。ですから、防災の面では今の状況が一番なのかなと思います。

先ほどもおっしゃっていただいたとおり、観光の面におっしゃいますと、まず住民の命からが先になります。その次に来るのが観光だと思います。それをクリアしてからまた次の段階に入りたいなと思います。そして、私、一番懸念しているのは釣り人のマナーが非常に悪いことなんですね。もともと私はとっくり湖周辺出身でございますし、日ごろからずっとあのとっくり湖を見てまいりました。そして、実盛川、ずっと上まで、県管理です。私の実家の真裏が実盛川が流れておりますので、あこは県管理になっております。

それはさておきまして、このマナーの悪さをどうしようかということで、ずっと私の念願でもありました条例、要は釣り禁止条例をしたかったんですが、なかなかそこまで行き着きませんでした。どういう状況かといいますと、ただで釣りをしにこられる。ごみをそのままほって帰られるんですね。水道部のほうですけども、いつも釣りは、ここは禁止ですよということを言って回って来ていました。でも、言って回っても、すぐにちょっとどこかへ行かれて、すぐにまた戻ってくるというイタチごっこの世界でした。ごみがほうっておられる。このマナーの悪さはもう本当に非常に問題があったのではないかなと思います。あるとき、カルガモが来たんですね。ところが、このごみを食べて来なくなったという残念なことが起こりました。ここから先に条例をして、釣りができませんということに持っていかなければ、相変わらず同じ状況が続くのではないかなと思います。ですから、そういうことも含めまして、先ほどもおっしゃったように、交流人口をふやしていく、この釣りだけではなくて、とっくり湖をどう活用して、その信貴山の観光を広げていくか、ふやすかというところに着目をしたいなと思います。

ですから、決して後ろめたいことには、私は思っていないんですけれども、真剣にこれから信貴山の観光全般について、その中でとっくり湖をどういう位置づけをしていくか、釣りも含めて、ほかの活用も含めて、また検討をしてみたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） 森町長、ご答弁、ありがとうございました。釣り人がマナーが悪いということはよく僕も聞いておるんですけども、これを逆手にとってというとおかしいですけど、既に今、釣りに来られている方は、ルールを破って来られている方ばかりだと思えるんですけども、僕もいろいろ釣りに行ったりするんですけども、やはり管理場と開放してきっちりお金もとって、堂々と釣りをしてもいいよということであれば、そういうマナーの悪い人は逆に来なくなると思います。これだけはちょっと誤解のないようにだけ言うておきたいんですけども、ただそれだけではなくて管理の問題であったり、ちょっと今すぐには返事ができないということをおっしゃっていたので、僕も諦めるわけではないんですけども、やっぱり長い目で今後、見ていただきたいなと思います。

そして、そのブラックバスというのが水を汚したりするとかと思われがちなんですけども、環境にやさしいルアーであったり、自然分解するゴムのワームとかってあるんですけども、そういうのを使っていると、環境にも一切汚さなくて、逆に今、もともと誰かが池に放り込んだブラックバスが大量に繁殖していると思うんですけども、ある意味それも退治になるんじゃないかなとは思いますが、今後また、いろいろ考えた上でまた提案をさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（高岡 進） 10番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 本日、長丁場となっておりますが、私、最後でございますので、皆様もう一息、よろしく願いいたします。

では、議長のお許しをいただきまして、私、男性職員の育児休業取得促進の具体的な取り組みについてということで質問させていただきます。

このお話、平成27年9月議会において、私、質問させていただいた事項について、その後の状況をお聞きするものです。

国は、女性活躍の推進・少子化対策の観点から、男性の育児休業の取得を積極的に勧めた結果、取得率は平成26年度の3.1%から、平成30年度には10%まで増加しました。これは職務の性質上、取得率が著しく低い自衛官等の特別職を除外すれば、21%にも達する数字ということで話題となりました。さらに、本年10月29日には令和2年度からは、取得可能な男性職員には、1か月以上の育児休業取得を原則とする方針であるとする発表し、その後の大臣答弁では100%取得を目指すとしています。一方、地方公共団体においては、育児休業取得率は低調です。それでも総務省が発表しました「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」では4.4%の男性が育児休業を取得したとされています。なお、この4.4%は三郷町には存在しない消防、警察部門を除けば6.2%となるものです。

このような状況において、三郷町における、近年の男性育児休業取得率はどの程度でしょうか。あわせて、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇、いわゆる「男の産休」と呼ばれているものですが、これの取得率及び日数はいかがでしょうか。

育児休業について、平成27年9月議会においては、職員への意識啓発を図る取り組みを同時に進めてまいりたいと答弁いただきましたが、具体的にはどのような取り組みを行っていただけたでしょうか。

国の13%とする目標、また三郷町の特定事業主行動計画において5%を目標としている達成期限が、それぞれ来年度に迫る中、民間企業を含めた社会の雰囲気を変える動きを牽引するべく、三郷町としてさらに踏み込んだ対策を検討いただきたく、町の見解をお聞きします。

よろしくお願いたします。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

日本の男性が家事、育児をする時間は他の先進国と比べて、最低水準となっており、男性の育児休業取得促進は、ワークライフバランスや女性活躍推進の観点から非常に重要であると認識しております。前回質問をいただいた平成27年9月議会では、町長自ら「イクボス宣言」を行い、男性の育児休業取得促進に向けて、国の制度に合わせて制度改正を行い、職員への周知や相談体制の整備を図っ

てまいりました。近年の実績といたしましては、女性職員の育児休業取得率が100%であるのに対し、対象の男性職員が平成28年度3人、29年度3人、30年度5人、今年度3人で、延べ14人のうち、育児休業を取得した男性職員はおりません。

一方で配偶者出産休暇は、妻の出産にかかる入院から産後2週間以内の間で2日間取得できるもので、取得率、取得日数とも100%となっております。また、育児参加のための休暇は、妻の出産予定日の6週間前から産後8週間までの間で、当該出産に係る子や未就学の子の養育のために5日間取得できるものとなっております。この休暇は、これまで制度としては整備しておりましたが、取得実績がなかったことから、本年7月に改めて申請様式や手続の方法の周知を全職員に行った結果、1人が取得いたしました。

いずれにいたしましても、平成27年9月議会での一般質問、また、本年6月議会の総務建設常任委員会でもお答えしたとおり、繰り返しになりますが、育児休業を取得した場合、一定の手当金の支給はあるものの、少なからず世帯収入は減収となり、家計や家庭の状況もさまざまですので、最終的には職員自身が判断することで、強制できるものではありません。

このことから、制度の周知や相談体制の整備以外で、例えば、一定期間の育児休業を義務化したり、評価に盛り込んだりなどの具体的な取り組みまでには至っておりません。しかしながら、議員ご指摘のとおり、平成28年に改定した「三郷町特定事業主行動計画」において、令和2年度に男性の育児休業取得率を5%とする目標を設定しており、また、国においては男性の1か月以上の育児休業取得を原則とする方針が発表されるなど、男性の育児休業取得促進は喫緊の課題であると認識しております。

取得促進に向けて、これまでと同様の回答となりますが、積極的な啓発や個別相談を行いながら、まずは男性職員の育児参加を促し、職場全体の雰囲気づくりを醸成していきたいと考えております。また、今後、国や他自治体の動向も注視しつつ、冒頭で申しあげましたワークライフバランスや女性活躍推進の観点から、育児休業だけでなく、部分休業や育児短時間勤務などの他の制度の周知も図りながら、人事面でのサポート体制も含め、具体的な支援方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7 番（木谷慎一郎）（登壇） お答えをいただきました。ありがとうございます。平成 28 年以降、男性育児休業については取得実績としては 0%であったというようなお話であったと理解いたしました。ただ、いわゆる先ほどのあわせて質問させていただきました「男の産休」的なものに関しましては取得される方が出てきているということですので、今後、取得率が上がっていくのではないかとこの期待を持っておるところです。

この育児休業の推進のために、国が令和元年 7 月に都道府県に宛てて「男性職員の育児休業等の取得促進について」という通知を出しております。この通知では、職場における業務調整や代替要員の確保、育児休業取得時の収入モデルケースの提示、育児休業取得者の体験談の周知等の雰囲気づくりを積極的に行うための具体的な手法が幾つも挙げられています。

この中、例えば育児休業取得時の収入モデルの提示というところを見ると、育児休業を取得すると、収入が減るという事実なんですけども、漠然としたイメージで取得を検討しない人が多いかと思われまます。なので、その人ごとにあなたの場合でしたら、この額になりますよというところを計算して提示してあげること、実際はそれだけの収入が確保できるのであればと検討をされることもあるかと思われまます。

なお、育児休業中は半年間、給与の 67%が育児休業手当金として支給されままして、かつそれに対しては所得税も非課税となります。さらに社会保険料の負担も免除されるために、実質的な手取り収入は育休前の 80%ほど確保されるということになっております。このことを聞けば、検討される方もあるのではないかとこのふうと思われまます。

このような国が提示されている具体的な取り組みで、取得するのが当然と、義務化というところはなかなか難しいかとは思われまますが、取得するのが当然ということになりますと、配偶者の妊娠が判明し次第申告をしていただくという前提になりますけども、多くの場合、妊娠の判明から出産までは時間的な猶予があるために取得されることを前提にその間の業務分担を整理、人員配置における考慮などを行うことができ、なかなか取得ができない理由の一つであろうかと思われま、職場に迷惑をかけるという事情に一定程度対応できるかと思われまます。このような義務化とは言われまませんが、取得するのが一応前提であって、取得しない場合には

その理由を聞いたりといったところを、実施をご検討いただけたらと思いますが、このようなどころのご意向といたしますか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。木谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、お話ありましたように、収入の問題であったりというのは周知のほう、確かにちょっと足りない部分もあるのかもしれませんが。一定の手当金の周知であったり、人事面のサポートといったところに関しましては、また周知のほうをしていきたいなというふうに考えます。

ただ、実際のところ、かなり厳しい問題であるのかなというところもございます。三郷町特定事業主行動計画にも、しっかりとうたわれておる中、やっぱり国の動向からも、またワークライフバランス、女性活躍の推進の観点からも喫緊の課題であるとは理解しているところでございます。それらを踏まえまして、男性職員の意識改革をまず図っていくことが一番重要であるかと考えている中、男性の育児参加を促す、そういったことで、まずは先ほどお話のありました、育児参加のための休暇、いわゆる「男の産休」、このあたりも、このうち1人が取得しただけでございます。このあたりにつきましては、まず100%を目指して周知のほうをさせていただきたいなど。これにつきましては、有給でもありますので、とりやすい休暇であるかと思えます。あとの育児休業につきましては、やはりなかなか手当ての問題もあり、先ほどもお答えさせてもらったとおり、各家庭によって事情も違いますので、難しい部分はございますが、先ほどのお話のように、一定の手当ての周知であったり、人事面のサポートといった体制づくり、雰囲気づくりを今後も醸成してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 今後とも課題であるというところは認識いただけてるということですので、いろいろ取り組みが難しいところもあるかと思えますけれども、積極的に進めていただければと思います。

最後に、私、なぜこのような男性の育児休業の取得率向上に注意を向けているかというところをちょっとお話をさせていただきまして締めくくりといたします。

もちろん育児休業、男性が育児休業取得率を向上させることは、男女がともに



社会で活躍できる社会の実現というところもあるんですけども、それに加えて重要なのが、第1子が誕生した際に、新生児期の子育てに対する夫の参画する時間が少ないほど第2子が誕生する確率が低くなるという明らかなデータがあることです。厚生労働省の第14回「21世紀成年者の縦断調査」という調査によりますと、休日に男性が家事、育児に全く参加しなかった家庭に、第2子以降が誕生した確率は10%ほどでした。一方、休日に6時間以上参加している家庭、なかなか大変だと思いますけども、そういう家庭では87.1%の確率で第2子以降が誕生しております。そのためには、育児休業というのを単に男性職員が出勤しない期間というのではなくて、その際にはしっかり育児に参加していただけるよう、そういう先ほどご答弁の中にもありました、男性職員の意識改革というところが大変重要だと思いますので、こちらもあわせて雰囲気づくりを行っていただけたらと思います。一度腰を据えて育児に参画をしてみれば、その後は今後の働き方改革による長時間労働の解消の効果とともに、子育てに関わっていきたいという男性がふえていくのではないかと考えております。一日も早くこういうよい流れができるように願ひまして、質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

**議長（高岡 進）** 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願ひいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時52分